

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和2年12月17日 午前9時57分～午後4時19分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 帶田裕達
副委員長 落口久光
委員 瀬尾和敬
委員 福田俊一郎
委員 井上勝博

委員 下園政喜
委員 阿久根憲造
委員 犬井美香
委員 溝上一樹

○その他の議員

議員 塩田耕太郎
議員 森満晃
議員 屋久弘文

議員 坂口正幸
議員 山中真由美

○説明のための出席者

市民福祉部長 小柳津賢一
市民課長 西田光寛
環境課長 上口敬子
課長代理 原暢幸
主幹兼生活環境グループ長 村岡実
保険年金課長 山元茂
高齢・介護福祉課長 中俣賢一郎
保護課長 新川皇祐
子育て支援課長 遠矢一星
医療福祉対策監 平原一洋
市民健康課専門職
障害・社会福祉課長 南輝雄
税務課長 佐多誠一

収納課長 山口隆雄
消防局長 中村真
消防総務課長 田中清総
警防課長 濱田浩
予防課長 石原浩之
通信指令課長 坂口勝彦
水道局長 新屋義文
水道管理課長 今井功司
水道工務課長 永田一朗
課長代理 有田秀夫
下水道課長 今村淳一

○事務局職員

事務局長 道場益男
議事調査課長 堀ノ内孝

課長代理 久米道秋
議事グループ員 芦谷仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第207号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第208号 財産の無償貸付について 議案第209号 財産の無償貸付について 議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第245号 令和2年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 議案第253号 令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算 (所管事務調査)	水 道 管 理 課 水 道 工 務 課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第254号 令和2年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算 (所管事務調査)	下 水 道 課
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第250号 令和2年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第202号 サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定について 議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課 (高 齢 ・ 介 護 福 祉 課)
議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第195号 里藺上墓地等の指定管理者の指定について 議案第196号 薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑等の指定管理者の指定について 議案第197号 薩摩川内市上甌島葬斎場の指定管理者の指定について 議案第198号 薩摩川内市下甌島葬斎場の指定管理者の指定について 議案第199号 薩摩川内市鹿島葬斎場の指定管理者の指定について 議案第200号 財産の無償譲渡について 議案第201号 財産の無償譲渡について 議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第7号の2 電源開発株式会社の「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業」計画に関する陳情 (所管事務調査)	環 境 課
議案第153号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第249号 令和2年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第252号 令和2年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)

議案第２０３号 樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定について 議案第２４４号 令和２年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第２５１号 令和２年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (障 害 ・ 社 会 福 祉 課)
議案第２４４号 令和２年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第２０４号 薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について 議案第２０５号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第２０６号 薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定について 議案第２４４号 令和２年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議はありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第207号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第207号薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○予防課長（石原浩之）それでは、私のほうから生活福祉委員会の資料を使って御説明いたしますが、その前に、資料の表紙につきまして、事案関係資料となっておりますが、議案関係資料の誤りでございました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、資料の1ページを御覧ください。中段の（2）改正内容のほうから御説明いたします。

まず、アの急速充電設備につきまして、対象火気省令の改正に伴いまして、電気自動車等へ充電するための急速充電設備の全出力の上限が50キロワットから200キロワットに拡大されたことから、条例においても同様に改正を行うとともに、併せて火災予防上、必要な措置を定めるために、所要の規定の整備を行うこととしたものでございます。

次に、イでございますが、火を使用する設備等の設置の届出について、これまで、急速充電設備

につきましては、設置の届出の必要はございましたが、今回の省令改正によりまして、50キロワットを超える急速充電設備につきましては、消防局長への設置の届出が必要となるものでございます。

次に、ウについてでございますが、その他所要の整備を行うものでございますが、新旧対象条表で御説明いたしますが、その前に全出力の拡大に伴います急速充電設備につきまして、簡単に御説明いたしますので、2ページを御覧ください。

上段の（3）のアを御覧ください。

これまで条例で規制されておりました50キロワット以下の急速充電設備の機器本体の写真を掲載してございますが、1台の電気自動車等へ充電を想定してございましたので、充電用ケーブルにつきましても、1本のものがほとんどでございました。

中段のイを御覧ください。

90キロワットの急速充電設備の機器本体の写真を掲載してございますが、上限が50キロワットから200キロワットに拡大されたことによりまして、複数の電気自動車にも充電することが可能となるものでございます。

また、全出力の拡大によりまして、充電用ケーブルにつきましても、大電流が流れることにより、発熱を防止するために、従来の空冷のものに加えまして、液冷機能を有するケーブルも設置されるものでございます。

また、この液冷ケーブルを設置することによりまして、従来のものよりも太く重くなるケーブルにつきましては、充電コネクタについても落下防止等の安全措置が講じられるものでございます。

資料に記載はございませんが、急速充電設備の蓄電池を内蔵しているものについても、全出力の拡大に伴いまして、蓄電池の容量も増加する傾向にあることから、異常な高温、低温となった場合や蓄電池の過充電過電流などの制御機能に異常を検知した場合には、自動的に停止するなどの安全措置が講じられるものでございます。

それでは、3ページを御覧ください。

（4）の新旧対照条表でございますが、まず、燃料電池発電設備について、第65条関係は火を取り扱う設備の届出関係でございますが、急速充

電設備の届出が新設されたことから、燃料電池発電設備の届出関係が13号から14号に繰り下がることから同様に改正を行うものでございます。

次に下段でございますが、急速充電設備第17条の2を御覧ください。

省令の改正に併せまして、関係条文の改正を行うものでございます。また、全出力につきましても、50キロワットから200キロワットに改められたことに伴いまして、同様に改正を行うものでございます。

4ページを御覧ください。

上段の第1項第1号について、これまで急速充電設備につきまして、建物からの距離はございませんでしたが、今回の省令改正によりまして、屋外に設ける50キロワットを超える急速充電設備に対しまして、建物から3メートル以上の距離を取ることとされたことから、同様に新設を行うものでございます。

また、1号の新設によりまして、これ以後の号が繰り下がるものでございます。5号から7号につきましては、省令と同様に改正を行うものでございます。

次に、13号についてでございますが、13号はコネクタについて、14号は充電用ケーブルを冷却するために液体を用いるものについて。

5ページを御覧いただきたいと思います。

15号については、複数の充電用ケーブルを有する場合について、それぞれ火災予防上、必要な措置が省令に新設されたことによりまして、同様に新設を行うものでございます。

また、13号から15号が新設されたことによりまして、これ以後の号が繰り下がるものでございます。

次に、16号の急速充電設備の蓄電池を内蔵しているものにつきましては、イについては一部改正、ウにつきましては蓄電池の温度に異常を検知した場合について、エにつきましては蓄電池の制御機能に異常を検知した場合について、それぞれ火災予防上必要な措置が新設省令に新設されたことによりまして、同様に新設を行うものでございます。

次に、下段の水素ガスを充填する気球についてでございますが、これにつきましては、省令改正に併せて所要の整備を図るものでございます。

6ページを御覧ください。

火を使用する設備等の設置の届出につきまして、改正内容のほうでも御説明いたしました、50キロワットを超える急速充電設備につきまして、消防局長への設置の届出が必要となることから、13号に新設され、これ以後の号が繰り下がるものでございます。

18号につきましては、省令の改正と同様に所要の整備を図るものでございます。

(5)の施行の期日でございますが、令和3年4月1日からとするものでございます。

(6)の経過措置でございますが、この条例の施行の際に、現に設置されているもの、また設置の工事がされているものにつきましては従前の例とするものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）私のほうから質問させてもらいますけれども、今回の条例改正については、全国的にこの急速充電が整備されるという事態に伴って、本市でも改正されるというふうに思うわけですが、全国的な急速充電設備、あるいは鹿児島県、そして本市におけるそういう設備の整備がどれぐらい行われているのか、実態として報告していただければと思います。

併せて、例えば駐車場とかコンビニとか、あるいはショッピングセンターとか、こういったところに整備がなされているのかというのも御答弁いただきたいと思います。

○予防課長（石原浩之）県内の状況は把握しておりませんが、市内の状況につきましては、条例で規定されております、20キロワット超50キロワット以下の急速充電設備につきましては、6か所設置されているものでございます。

条例で規制されていない20キロ以下のものに関しましては、17か所設置されているものでございます。

設置箇所についてでございますが、コンビニ等とか、あと自動車のメーカー等に設置されているものでございます。鹿児島市内のほうに、ちょっと確認にいったんですが、90キロの急速充電設備が、今、鹿児島日産の本社のほうで1か所設置されているところがありました。

○委員（福田俊一郎） コンビニ等に、そういう２０キロワット超５０キロワット以下の急速充電設備がなされているということでありました。鹿児島県のほうは把握はしていないということでありましたけれども、少なくとも本市も含めて、全国的にこういった急速充電設備が広がりつつあるということでございます。

今回、火災予防というようなことで、想定されるリスク、さっき出火というような話もありましたけれども、全国的にこの出火の事故の事例等がありましたら、そこも説明を頂きたいというふうに思います。

それと、今回、火災予防上必要な措置を定めるということと、もう一つ、必要な措置の見直しを行うということでもありますけれども、具体的に消火器あるいは消火設備の設置、そういったことの措置及び見直しを行うということでありましたけれども、具体的にどのような対応をされるのかを示してください。

○予防課長（石原浩之） 今回改正された急速充電設備の火災予防上の必要な措置でございますが、まず、大きく分けまして５０キロワット超２００キロワット以下に関しましては、建物から３メートル以上の距離を取ることとされたことと、あと２０キロワット超２００キロワット以下に関しましては、充電コネクタートにつきましても、今回、液冷機能を有するケーブルを設置されるということから、従来のものよりも太くなることが想定されておりますので、ケーブルと電気自動車を接続する部分のコネクタートについても、容易に落下しない構造とされること。

あと、ケーブルにつきましても大電流が流れることによりまして、ケーブル内に管を設けまして、中に冷却液を設けることによりまして、これを循環させることによりまして、ケーブル自体を冷却する液冷機能を、今回新たに設けられるものでございますが、これが仮に、もし冷却液が漏洩した場合に、ケーブルがまた発熱することが想定されておりますので、異常を検知した場合には自動的に停止するような構造も新たに設けられるものでございます。

あと、消火器の設置につきましては、屋内に設置するものに関しましては、消火器の設置が必要となるものでございますが、屋外に設置するもの

に関しましては、火災予防上必要な措置、先ほど説明いたしました、こういう安全対策が新設されたことによりまして、屋外に設置するものに関しましては、消火器の設置の必要はないというふうに考えております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案どおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第２４４号 令和２年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第２４４号 令和２年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総） それでは、第１２回補正予算書の７６ページをお開きください。

９款１項１日常備消防費では、右側説明欄になりますが、常備消防一般管理費の事項で、給料、職員手当等、共済費、これは出産に伴う児童手当や転居に伴う住居手当等の調整によるものです。

普通旅費の減額、これは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国消防長会をはじめとした各種総会、また救助技術指導会の中止に伴うものです。

消耗品費の増額は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、救急業務用の消耗品を購入しようとするものです。

常備消防車両管理費の事項では、７月の大雨や台風により、出場した車両の修繕費が発生しました。その後、活動に支障を来すことのないよう執行しましたが、今年度中に計画しておりました車両の車検代、タイヤの取替え代等に不足を生じる

こととなりましたので増額をお願いしました。

備品購入費では、救助工作車に積載しております平成14年式の救助用破壊器具として、エンジン式の削岩機が破損したことから、新たに購入しようとするものです。

また、もう一件は、労働安全衛生法施行令の改正に伴いまして、高所で作業する際に使用する安全帯の規格が変更されました。この改正令の施行日が令和4年1月1日となりますことから、令和3年度の予算に新規格品の購入を検討しておりましたが、全国の高所作業を行う様々な業種も同じ安全帯を必要としております。そのため、安全帯の需給が逼迫し、来年度の当初予算では施行日に間に合わない可能性がでてきましたので、今回補正を組んでいただき、必要最低限の数を購入しようとするものです。

続きまして、3目常備消防施設費では、常備消防施設費の財源調整のみで補正はございません。

また、常備消防車両等購入費では、本年度第8回補正で措置していただきました救急搬送時の新型コロナウイルス感染防止のための救急車に配備いたします、自動式心肺蘇生機6台の入札に伴う執行額確定による減額となります。

最後に、4目非常備消防施設費では、非常備消防車両等購入費の事項で消防ポンプ自動車2台の購入に伴います、入札における執行額確定による減額となっております。

なお、12回補正で歳入の補正はございませんでした。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（石原浩之）委員会資料の17ページを御覧ください。

10番目の薩摩川内市消防団年末特別警戒及び消防出初め式について。

（1）年末特別警戒について、12月28日から30日までの3日間、市内の各分団車庫詰所で実施されます。これに伴いまして、年末特別警戒激励巡視を初日の28日に本土地域10班、甕島地域2班の計12班で市長等を巡視官といたしまして、資料の17ページから18ページに記載のとおり実施いたします。

今年の年末警戒につきましては、新型コロナウイルス感染防止のために時間を短縮し、また詰所での飲食は原則禁止として実施いたします。

続きまして、18ページの下段を御覧ください。

（2）令和3年薩摩川内市消防出初め式について、市内の3会場で資料に記載のとおりの日時で実施いたします。今回は新型コロナウイルス感染防止対策のために、市中パレードや演技等は省略し実施いたします。

また、議長を除く議員の皆様方におかれましては、事前をお願いしてございましたとおり、御配慮いただきますようお願いいたします。

続きまして、19ページを御覧ください。

11の火災救急の発生状況でございますが、（1）の表になりますが、11月末現在で記載してございますが、火災につきましては、12月15日現在で御説明いたします。火災は36件発生いたしまして、対前年の4件の減となっております。

火災の種別につきましては、建物火災が今年は14件発生いたしまして、前年と比較いたしまして1件の減、林野火災は3件発生いたしまして6件の減、車両火災は2件発生いたしまして、昨年と同件数となっているところでございます。その他火災は17件となっております3件の増となっているところでございます。

今年は、甕島地域で4件の建物火災が発生いたしまして、そのうち上甕地域で2件発生いたしまして、住宅・空き家等を含め、合わせて11棟が焼損する火災も発生しております。

また、その他火災の多くは、枯れ草の焼却中に火災になった事案で、無届けで消火準備をせずに、また、刈った草を集めずにそのまま火を着けられて、周囲の枯れ草に延焼したものが多くなっております。

枯れ草等の焼却につきましては、法律で原則禁止されているものでございますが、農作業など軽

微なものにつきましては、例外として認められているものでございます。

ただし、危険を伴う行為でございまして、過去には枯れ草の焼却中に着衣に着火いたしまして、高齢者が死亡する火災等も発生しております。

消防局といたしましても、枯れ草火災などの出火行為者に対しまして、署所等への届け出、消火準備、着衣着火などの事案等も含めて嚴重に指導注意を行っているところでございます。

今後も予防広報をしっかりと行いまして、枯れ草火災の減少に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

救急につきましては、１１月末現在で３,７３５件で、前年と比較いたしまして２６１件減少しております。救急の種別の中では、特に急病のほうが大幅に減少しているところでございます。

それから、資料に記載はございませんが、年末年始の慌ただしい時期を迎え、火の取扱いがおそろかになることもあることから、市民の皆様方が年末年始を無火災で過ごしていただくことを目的に、１２月１５日から来年１月１０日まで、年末年始の火災予防運動を実施しております。

○通信指令課長（坂口勝彦） 資料の２０ページをお開きください。

まず初めに、（１）の背景についてですが、平成６年の国の通知により、消防の広域化が推進され、平成６年以降、９３１あった消防本部が、平成３０年現在、７２８消防本部となっております。

さらに、平成２９年には高機能消防司令センター設備を複数の消防本部で一元的に整備すること、いわゆる消防司令業務の共同運用も広域化の一部として位置づけられ、平成３０年現在、４７地域１９２消防本部で実施されています。

そこで、平成２０年に鹿児島県が地域振興局単位の北薩ブロックを消防広域化の区域として検討した経緯があり、北薩地域の４消防本部で協議を進めてきたところです。

ちなみに、鹿児島県については、指宿・南九州消防本部と南さつま市消防本部が平成２８年から共同運用を行っております。

次に、（２）の実施団体についてですが、平成３０年９月から４消防本部で勉強会組織を立ち上げ、協議を進めてまいりましたが、現在は出水市

を除く当局と阿久根地区消防組合消防本部、さつま町消防本部の３消防本部で協議を進めております。

（３）の通信司令業務の内容については記載のとおりです。

（４）のメリット・デメリットでございますが、メリットとして、司令業務を行う範囲が広範囲になることから、特殊災害や自然災害など、今まで管轄区域内でしか把握できなかったことが構成する消防本部の災害発生状況など、リアルタイムで把握することができ、迅速な相互応援体制ができます。

次に、メリットとして一番大きいところですが、整備費や維持費を案分することにより、経費の削減につながり、共同整備により国による有利な補助制度が活用できます。

次に、デメリットですが、協議会方式での広域化のため、各種の意思決定に構成消防本部全ての承認が必要になってきます。

最後に、（５）の表にあります今後のスケジュールですが、令和３年度に協議会を設置し、協議会において約３年かけて事務調整や整備を行い、令和７年度の運用開始を目指し、協議を重ねていく予定としております。

以上のことから、令和３年度から協議会等を立ち上げ、令和７年度の運用開始に向けて具体的な取組を進めたいことから、３月議会において改めて予算等について審査をお願いしたいと考えております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜） 今ほど甑島で火災が多く発生しているという報告がありました。橋がかかってからのことですが、この前１２月の初めに火災がありましたが、ああいうときってというのは、上下に６人ずつ配置されている消防局員は集合して消火にあたることにもうなっているんですか。

あれだけの火災で６人で対応というのは大変だったろうなと思いますが、その火災に出ただいた方々の内訳等が分かれば、消防団員も含めて教えていただきたいと思うんですが。

○警防課長（濱田 浩） まず、甑島で発生しました、上甑の建物火災についての出動人員につ

いて報告を先にさせていただきます。

上甕町平良で発生しました6棟が燃えた建物火災については、消防団員の方については68名出動していただいております。また車両については、消防車9台で消防活動に当たっていただきました。

また、上甕町小島で発生しました火災においては、49名の消防団員の方に出場いただきまして、そのときも消防車については9台が出場しております。

その中で、甕大橋が開通してからの対応についてでございますが、常備の消防体制については、現在、上甕、下甕に分駐所職員が6名ずつ配置されております。その中で救急体制を維持しつつ、上甕の応援、あるいは下甕の応援というところは消防本部としては考えております。

また非常備の体制についても、甕大橋がつながる前に、各上甕、下甕大隊の消防団の幹部の方と協議しまして、結論としては幹部会議の中で諮っていただいて、鹿島地区に上甕から応援に行く、あるいは鹿島の分団の方が上甕に応援に行くというような、特に緊急を要する場合で、甕大橋を経由して迅速さが必要である場合に対応するというところで、現時点で消防団幹部とは協議を進めているところであります。

○委員（下園政喜） せっかく橋がかかったんですから、その消防職員の方々が6人、全員がというわけではないと思うんですけども、橋を利用して、両方が応援し合える体制を一日でも早くつくってやってほしいなということを要望いたします。

○委員（井上勝博） 通信指令業務の広域化についてなんですけれども、これは通信司令業務の広域化という、文字どおりそういうことで、かつて消防の広域化ということで、基本的にはあんまり広域にするということになると、間に合うものも間に合わなくなるので、やらないという方向で考えていたと思うんです。

その消防の広域化と、この通信指令業務の広域化についての関連性というのは、どういうふうになっているのか教えてくださいませんか。

○通信指令課長（坂口勝彦） この消防の広域化と、それと通信指令業務の共同、基本的には別だと考えております。

消防体制の広域化は、先ほど委員がおっしゃったとおり、現在のところ進んでいない状況であり

ます。しかし、それとは別に国が一部の業務について共同で執行することを進めておりますので、その中で通信指令業務だけに限って、広域化はメリットがあるということで、現在のところ勉強会をはじめとして進めようとしているところです。

○委員（井上勝博） テレビで見たことがあるんですけども、通信業務でどこどこに行きなさいと、火災発生というようなところで、常に建物が新築されたりとか、なくなったりとか、地図については現時点での地図というふうにはならない部分があって、それで実際は現場を歩き回って、地図とどう違うのかということを調査しなくちゃいけないというのをやっていたと思うんです。こういった場合に広域化すると、それが非常に困難になってくるということは考えられないんですか。

○通信指令課長（坂口勝彦） 現在の段階で、薩摩川内市消防局では、通信指令課の各職員でそれぞれの地域を回って、新しくできた建物、あとは住宅、それを調査して、それを地図上に落としていって、常に更新していつている状況でございます。

広域化になりますと、今のところ協議会ができてどのようにしていくか、まだ確定ではないんですが、約90万人の人口規模を管轄している福岡の筑後地域の共同司令センターについては、5年ごとに地図を更新して、それで新しく地図をやっていくというようなやり方をやっております。

今回確定ではないんですけども、各消防本部の職員の方が新しくできた司令センターのほうに勤務しますので、それぞれの地域で調査をして地図を更新するのか、今後、何年かごとに地図を更新していくのかというような方法を決定するものと思われま

○委員（井上勝博） 先ほど説明があったかもしれませんが、広域化といった場合に、この通信指令業務の広域化の範囲というのは、どのぐらいの範囲になるんですか。

○通信指令課長（坂口勝彦） 先ほど説明いたしました薩摩川内市、あとは阿久根市、長島町、さつま町、この範囲であります。

○委員（落口久光） 今の話と少しだけ関連すると思うんですけど、この地域のデメリットのところで、管轄外に対応する必要があつて、土地勘とかその辺の話があつたんですが、その該当すると

ころとの人的な交流とかで、そのシフトを組まれるときに、そういうところが分かった方もちゃんと据えた上で、より確実な司令が出せるようにする体制を組むという前提でいるのか、そこはやっぱり、今、ちょっと議題に上がった地図とかいうのをベースでやるのか、どういうお考えなのかお聞かせください。

○通信指令課長（坂口勝彦） 今の段階では、協議会ができてからの話なんですけれども、それぞれの消防本部が人員を集めてそこでやるんですが、常にその消防本部の職員が24時間体制をとるとするのは、かなりたくさんの職員を派遣しなければいけませんので、それぞれの消防本部にそれだけの余裕があるかということで、最低限そこで勤務する職員で対応する予定ではあります。

また、筑後の話になりますけれども、福岡市消防局と筑後については、一切、他の消防本部のその管轄区域は――薩摩川内市の管轄区域は薩摩川内市の通信指令員が対応するというようなことは全く決めておらずに、それでも全く問題ないというような回答を得ておりますので、恐らく大丈夫だと思います。

○委員（瀬尾和敬） 広域化については、私はとてもいいことだと思うんですが、例えば広域化するときには、それぞれの人口規模とか面積とか、そういうものによって負担金とかが、恐らく薩摩川内市がトップになるんじゃないかと思われるんですが、そういうところは怎么办呢か。

○消防局長（中村 真） 今の御質問のとおり、今後の検討課題でございます。

ただ、やはり人口規模等からいくと、本市の負担が増えるというところは、十分想定されるころではございます。まだ今後の話ですので、今の段階でこうだということで、限定的には申し上げられませんが、そういったことも踏まえながら、今後、その辺は協議して、決定をしていきたいというふうに考えております。

○委員（瀬尾和敬） その広域化が完成するのが令和7年度となっていますが、その理由としてデメリットに書いてありますが、運用の変更や機材整備の意思決定全てに構成消防本部の承認が必要となることとか、こういうのをクリアしていかなければならないと思います。

ただ、今ITとかリモートとか、いろんなのが

進んでいる中で、余りにも時間がかかりすぎるんじゃないかという気がするんですけど、そこら辺りは怎么办呢か。

○消防局長（中村 真） 時間をかけてというところはあるんですが、これは各消防本部の現在使っている機器の更新時期等も絡んでまいりますので、それを踏まえた対応ということでお考えいただければと思います。

できるだけ早くというところもないわけではございませんけれども、やはり、各消防本部、現在使っている機器の更新時期というのもございますので、それを踏まえて今後協議をしながら、この令和7年に向けて整備をしていきたいというふうに考えております。

○委員（井上勝博） 令和7年というのを聞いて、すぐなんだなという感じがするんですが、かつては、その消防も組合で、自治体をまたがって運営していて、そこに議会を設けてやっていたというふうに思うんですが、この通信指令業務だけが、いわば複数の自治体にまたがって、そしてその運用については、昔の組合のような運用になるのでしょうか。

○消防局長（中村 真） 今の御質問ですが、あくまでも通信業務だけを共同運用ということで組合組織までを立ち上げて運用していこうということでは、今のところは考えてございません。

今後の協議の中で、そういった質問がそれぞれの自治体の議会の中で出てくるというのも十分想定されますけれども、今のこれまでの協議の中では、そういった方向で進めるということは、協議の議題にも出てきておりませんので、今の段階では組合組織は設置していない方向で進めていきたいというふうに考えております。

○委員（福田俊一郎） 年末特別警戒の地域対応についてお尋ねしておきたいと思いますが、先日、総理大臣が8名で会食をしたら、大変なことになっている状況ですけれども、地域の方々や私どもも含めて、地域の消防後援会、あるいは自治会の三役の方々が、それぞれの消防団に激励に、例年に行っているわけですが、今回の対応についてはどのようになされるのか、地域の方々へのそういった通達等はされたのかどうかを確認しておきたいと思います。

○警防課長（濱田 浩） 今、御質問のありま

したとおり、今回の年末特別警戒につきましては、やはり新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、先ほど説明しましたとおりの対応としました。

その中で、各地区コミ会長、あるいは消防後援会長等には、今回の対応について文書でお知らせしまして、今回、密にならないようにということで御配慮くださいということをお願いはしております。

○委員（瀬尾和敬） 消防団として年末特別警戒を縮小する、それから消防出初め式を縮小するというのは、過去に例がなかったんじゃないかと思えます。消防団という団体は、大きな声を出し合いながら、意思確認をして、そして地域のための地域の生命・財産を守るといのが役目だったと思うんですが、モチベーションとして、ちょっとこれまでと変わった雰囲気になっているんじゃないかと思うんですが、その辺りの指導というか、そういうことはどのようにされておられるかお伺いしたいと思います。

○警防課長（濱田 浩） 確かに消防の士気、意気というのは大きい声を出して活動する中で安全管理の徹底であったり活動の周知であったりということで、私たち、常備も消防団の方も同様の活動しております。

ただし、今回、この新型コロナウイルスが全国的に広まりを見せ、世界的にも広がっている中で、大声を出すということは感染のリスクを高めることから、現状では様々な訓練においてはマスク着用の上で距離を取った形での対応をお願いしております。

ただし、緊急の場合等であれば、やはり情報共有ということで、大きい声を出さないといけませんので、マスク着用というところは外せないのかなと考えておりますが、活動で声を出さないというのは、非常に私どもも残念な気持ちではいるところです。

○委員（犬井美香） 今、消防団のことがちょっと出たので、また改めて確認も含めなんですけれども、現在消防団員というものの充足率と、もし不足しているということであれば、恐らく不足しているのではないかなと考えられるんですけれども、その要因は何が考えられるかを、ちょっと教えてください。

○警防課長（濱田 浩） 昨年、機能別消防団員の方71名の方に入団していただきまして、その時点で95%の充足率となっております。ただ、今回、よく精査していく中では、やはり地域での充足率が非常に格差があります。

その中では、やはり人口減少であったり高齢化であったり、成り手が少ない地域、そういったところをどうやって確保するのかという中で、消防局としましても処遇改善であったり、あるいは資格要件、入団することができる方を、これまで市内に居住する方というところで限定をしていたところを改正いたしまして、勤務されている方も入団できるような形で対応しているんですが、なかなか、やはり入っていただけないというのが現状で、消防局としても消防後援会であったり消防の幹部の方であったり、連携を深めながら、今後また入団促進というのは取り組んでいって、充足率100%を目指していきたいなどは考えております。

○委員（犬井美香） 地域格差というのは、どうしてもここは、なかなか埋まらない部分なのではないかなとは思います。

ただ、やはり先ほどもお話があったように、地域の財産とか地域を守るとい意味では、消防団の方々というのは、すごく大きな意味合いを持っているとは思いますので、今後また、なぜ入らないのか、ただ処遇改善であったりとか、資格要件を広げれば入るのか、入らなければなぜなのかということまで追求していただいて、考えていただけるといいのかなと思えます。

それに関連しまして、そういう、ちょっとなかなか充足できない中でも、出初め式もそうなんですけれども、操法大会というものがあるんですが、こちらにかかる予算であったりとか、まずもって操法大会の意義、目的というのを教えてください。

○消防総務課長（田中清総） 消防操法大会は、隔年おきで実施しております。隔年おきということで、大まかな数字になりますが、毎年1年おきに2,000万円弱の額を計上して、それに充てております。

主に消防団の方々の訓練に対する費用弁償であったりとか、そういったものが主でございます。

○消防局長（中村 真） 前段の部分の御質問でございますが、消防団のほうでも消防団員に向

けたアンケート調査等をやっております。

そういった中で、どうして入っていただけないのかと、そういったところも調査をしながらやっておりますので、今後も引き続き、御意見のあったとおりでございますので、そういったところも調査をしながら、団員確保に向けた取組というのは継続していきたいというふうに思います。

○委員（犬井美香）操法大会の目的や意義はどのようなものですか。

○警防課長（濱田 浩）操法大会の目的と意義について説明させていただきます。

消防団の方に実際取り組んでいただいている消防操法というのは、消火活動の基本であり、技術的なものを高めるために、実際やっていただくんですが、大会を実施することで、それまでの間に操法を実施される方は一生懸命取り組んでいただいて、ホース展長の時間を短縮したりとか、あるいは放水に対するポンプの技術、そういったもののスキルを上げていただいております。

また、その中で消防団活動ですので、各分団として一致団結して連帯、一体感を深めて大会に臨みますので、現場活動があった場合に、個別の動きではなくて一体となった活動、そういった連携も取れますので、操法大会の意義は非常に高いものと考えております。

○委員（犬井美香）意義も十分よく分かりました。資料などを見ても、そのような形で書いてあるんですが、今、多分、火災が起きたときの初動としては、消防局の方がほとんど主にされるとは思います。

操法大会を見てみますと、スキルアップであったりとか一体感を醸成することによって、火災が起きたときのというのは、すごくよく分かるんですが、実際、そうであるのであれば、大会形式でなくても、県大会とかもあるので、その流れに沿ってというのは分かるんですけども、大会形式でなくても、訓練という形でもいいのではないかなと、純粹に、ちょっと考えたりはします。

というのも、人数が多い団であれば、多分、その要員を集めて訓練の練習をするというのは、そんなに苦なものではないのかもしれないんですが、やはり小さな団にとっては、その要員をまず集める、皆さん、大体ほとんどの方はお仕事をしておっしゃって、お仕事が終わってから集まっ

訓練というのもされているようです。私も何回もそういう姿を見かける中で、その熱意もすごく感じて、すごいなとは思いますが、一方で、そうすることによって、大変な思い、仕事を早く上がらなきゃいけない現状であったりとか、仕事で疲れているにも関わらず、そういう団体行動というところでしなければならない現状があるということで、もしかするとそういうのを見ていて消防に入ったら、やはりそういうものが課せられるから、なかなか入りづらいよねというような現状もあるのではないかなと、ちょっと、私のそれは推測ですけども、そのように考えています。

予算も、やはり多くかかっているというところを考えると、スキルアップというのも分かるんですが、スキルアップを言うのであれば、訓練という形でも、大会ではなくて秒数を競わせることによって、少しでもそういうスキルがアップすることもあるのかもしれないんですけども、訓練という形での別に秒数を競わせる、表彰がなくても、皆さんは、多分消防団員としての誇りとかは持っていられると思うので、きちんとされるのではないかなというふうに、ちょっと私は考えますので、県とかの流れもあるので、なかなかそこは考えづらいことかもしれませんが、大会でなくて訓練に変えることはできないのかということなども、県と一緒に考えて、全国まであるんですよね。そういう流れがあるのも、ちょっと分かっているんですけど、そういうところも、少し全体的に考えていただいて、結局、多分、全国的にも消防団員というのは、多分不足してきているような記事とかもよく読ませていただいているので、何とか皆さんが入りやすい、そして地域のために、やっぱり地域貢献活動だとは私も思っていますので、その気持ちをなるべく尊重できるような活動の在り方というのを、今後見つめていただけるととてもいいかなと思いますので、これは要望です。

○消防局長（中村 真）要望ということで、承って帰りたいと思います。

ただし、私も以前消防団員であった時期がございます。11年ほど活動しております、その中で操法大会も経験しております。

以前、旧川内市において、過去においては操法大会、毎年しておりましたが、委員のほうからも

あったとおり、やはり団員の負担軽減というものあって、今、隔年おきというふうな流れにもきております。

これまでもそういったことが、考えられてこなかったということではなくて、今、委員からありましたそういった意見も踏まえて、隔年おきに実施をするとか、そういった取組もこれまでも実施してきておりますので、委員のほうからあった御意見というのは、今後もまた十分踏まえて、その機会があればそういったところで申し述べていきたいというふうには思います。

委員のほうからもありましたように、消防団員になったときの負担というのは、団員に入らないと、そういった団員のよさというのも分かっていただけないですが、やはり入らない中では、委員のほうからあった、そういったのも団員も敬遠する、そういった要因の一つになっているということも、我々、十分把握をしておりますので、今後、できる限りそういったところを除いた広報とか、そういったところもやりながら、今後も団員確保には努めていきたいと思っております。

操法大会をやって、私も経験しましたけれども、やはり操法大会に向けて訓練をするというのは、我々は有意義なものだと考えております。私の経験からもそう思います。

訓練をする中で基本動作、そういったものを習得もできます。そしてまた、操法要員以外の団員も一緒になって訓練をする中で、一体感の醸成というもの出てまいりますし、また、大会に向けて頑張る、そしてまた大会では結果は出なくても、大会を乗り越えたということでの達成感、そういったのもございますので、やはり委員のほうからもありましたように、訓練だけでというところもあるかもしれませんが、大会をやるというところは、そういった、今、申し述べましたようなところもありますので、今後、そういったところも委員からの意見も踏まえて、またいろんなところで消防団の幹部の方々とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

要望は承って帰ります。

○委員（溝上一樹） 犬井委員の質問に、ちょっと関連いたしまして、先ほどから地域格差という言葉聞くんですけども、甌島地域において、この消防団の人員というのは、現在、足りている

のか、足りていないのかというところを教えてくださいませんか。

○警防課長（濱田 浩） 甌島地域における消防団の充足率の考え方として、消防車両の数から人員等は定数を決めております。

ただ、委員がおっしゃったとおり、甌地域において充足率を達成できているのは里地域のみで、ほかのところは、若干定数に足りず確保に困難を極めているところがあります。

○委員（溝上一樹） 甌島地域は高齢化が進んでいて、例年になく火災も起きたり、あと台風時等高齢者の家の戸締りとか、そういう活動なんかもいろいろやっていて、地域に対してはかなり貢献しているのかなと。しかし、団員の高齢化も進んでいると、とても実感しております。

この消防団を増やす活動というのは、ある意味、地元の消防団が積極的に活動してイメージアップに努めれば、若い子なんかも入ってくれると思いますし、いろいろな活動を積極的にしていかなければいけないんではないかと思っております。少し話は変わるんですけども、下園委員からもちょっと質問があったと思うんですけども、甌島の火災の件に関して、これに関して、今、ちょっと現在、消防団員として20年やっているんですけど、火災が起きたときの、当局と消防団の連携の仕組み、どこまでが消防局の指示で、どこからが消防団幹部の指示で消防団が動くのかというところが、すごい気になっていて、教えてくださいませんか。

○警防課長（濱田 浩） 火災出動に関しての質問であります。基本、常備消防と消防団というのは、連絡を取りながら活動しております。

その中で、甌地域においては火災が発生、建物火災が発生した場合には、サイレン吹鳴とともに、地域の消防団の方に出勤していただきます。そこに分駐所の職員が駆けつけて、分駐所のほうでは消防車を持っておりませんので、現場での対応について、大隊長等と協議をしながら活動方針を決定して、大隊長のほうから指示を出していただいて、消防団の動きというのは決めているところでございます。

○委員（溝上一樹） 僕、経験談なんですけど、この前、平良の建物火災があったときに、上甌地区のエリアなので、僕は里なんですけど、詰所に待機という指示を受けて、いつでも出動できる態

勢で待っていたんですけど、これって、意味ないと思ったんです。

いざ出動の指令が出て20分とか30分とかかかるんで、詰所に待機でなく、せっかく集まっているのに、その現場で待機、すぐ近くの活動できる範囲で待機できることが、この消防団の、せっかく平日に集まって休日でも構わないんですけど、これは今後、大きな建物、学校とか支所とか病院とか、そういう火災になったときに、全部の消防団が甑島、一斉に集まって消火活動をしなさいといけないと思うんですけど、そういうような消防団員の声が幹部に届くような、そのヒアリングだったり、実際、現場に出ている人たちの消防団の声が届くような仕組みを今後つくっていただいて、甑島、橋がつながりましたので、上下連携して消防活動が行えるような、今、人員もなかなか確保できない時代なので、その辺のことを要望して終わります。

○警防課長（濱田 浩） 今、委員のほうから要望がありましたとおり、こちらの本土地域においては、大きな火災等があった場合、消防局のほうとしましては、現場活動の検証会を開いて、どこの対応がまずかったのか、あるいはよかったのかというところの検証をして、次の活動に生かしているんですが、その検証を、やはり委員からありましたとおり、甑地域においても、やはり現場の声を拾い上げて、現場活動がスムーズに行くような形で対応できるように検証して、検証を踏まえて、次の活動に生かすというところを、今後対応を検討して、実際いい方向に向くようにしていきたいと考えておりますので、またよろしく願いします。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第208号―議案第209号

○委員長（帯田裕達） まず、議案第208号

及び議案第209号の議案2件を一括議題といたします。

これらの議案2件については、本市が公衆浴場として無償貸付している建物等の貸付期間が、いずれも令和3年3月31日満了することに伴い、新たに無償貸付しようとするものであります。一括して説明を求め、質疑を行った後、討論・採決についても一括して行ってまいります。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（永田 一朗） それでは、議案第208号及び議案第209号財産の無償貸付について、一括して御説明したいと思います。

議案資料については、議案つづり（その2）の208―1ページ及び209―1ページにお示ししてあります。水道局の議会資料の1ページを御覧ください。

1において、樋脇町市比野の上之湯及び下之湯公衆浴場の無償貸付に係るこれまでの経緯を記載しております。

平成27年8月11日に、財産活用利活検討会が開催され、処分の方針を譲渡から貸付にすることに決定し、平成28年4月1日より5年間、株式会社市比野温泉に建物を無償貸付しております。

今回、その貸付期間が令和3年3月31日で満了することとなるため、借受人である株式会社市比野温泉より令和2年9月4日に普通財産貸付申請が提出され、9月29日に建物使用貸借仮契約を締結しております。

2において、貸付先の名称及び業務内容を記載しております。

3において、今後のスケジュール案として、12月議会で議決を受けた後、本契約を締結し、令和3年4月1日より貸付を開始する予定であります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論は一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。これより採決に入ります。採決は、議案第

208号及び議案第209号の議案2件を一括して行います。

採決します。これらの議案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、これらの議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司）それでは、第12回補正予算書の61ページでございます。

4款3項1目水道費の説明欄に記載のとおり、温泉給湯事業費におきまして、温泉給湯事業特別会計繰出金を当該特別会計の補正予算計上に伴います財源調整により、減額するものであります。

次に、92ページであります。

13款2項1目公営企業費の説明欄の1行目、簡易水道事業費におきまして、簡易水道事業会計への補助金を、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用いたしまして、感染症発生に伴います、簡易水道料金の減免実施によります、減収分を全額補填するため、また、台風10号によります、災害復旧経費及び今後の修繕経費に対します、財政支援のため増額をするものであります。

また、同会計出資金を建設改良費の本年度執行見込みによりまして減額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第245号 令和2年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第245号令和2年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正

予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司）それでは、同じく第12回補正予算書の114ページをお開きください。

歳出予算から説明いたします。

1款1項1目一般管理費におきまして、説明欄のとおり、温泉管理費におきまして、給料から共済費は本年4月の人事異動に伴います職員給与費の調整であり、公課費につきましては、令和2年度分の消費税及び地方消費税の中間納付額に予算不足が生じるため増額するものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、112ページであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、今回の補正予算での歳出予算計上及び前年度繰越金の歳入予算計上に伴います特別会計予算全体の財源調整により減額するものであります。

113ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金は、前年度からの純繰越金の全額予算計上となるよう増額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案どおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第253号 令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第253号令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司） それでは、別冊となっております簡易水道事業会計予算書、予算に関する説明書（第2回補正）を御準備いただきたいと思います。

まず、11ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入におきまして、1款1項1目1節水道料金を、新型コロナウイルス感染症発生に伴い、水道料金の基本料金を減額したことによります減収分につきまして減額し、2項3目1節一般会計補助金を、水道料金の新型コロナウイルス感染症発生に伴います減免措置による減収分の全額を財源補填するため、また、9月の台風10号によります災害復旧経費や今後の修繕経費に対します財政支援を受けるため増額するものであります。

3項4目2節その他特別利益につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告により、令和元年度における中間納付額の還付を受けることとなったため新たに予算計上しております。

次に、支出につきましては、1款1項1目原水及び浄水費において、修繕料を台風10号によります災害復旧経費及び今後の修繕に対応するための所要経費を増額し、3項4目その他特別損失において、消費税及び地方消費税の確定申告に伴い、納付の必要がなかったため減額するものであります。

次に、12ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入におきまして、1款2項1目1節一般会計出資金を本年度の建設改良費の執行見込みにより減額し、支出におきましては、1款1項1目改良費において、工事請負費を本年度の執行見込みにより減額するものであります。

次に、3ページにお戻りいただきたいと存じます。

第4条につきましては、本年4月の特別会計から地方公営企業会計への制度移行のための打ち切り決算に伴い、当初予算で定めました未収金及び未払金を確定額に補正し、第5条では今回の予算補正に伴い、一般会計からの補助金の額を予算額に改めるものであります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今回、コロナ対策で水道料金の減免があつて、それを一般会計から補填しているんですが、この財源そのものは国の補助金で使ったということでよろしいのでしょうか。

○水道管理課長（今井功司） 一般会計の補助金の財源でございますが、770万円を国庫補助金の新型コロナウイルス臨時交付金を活用して、今回、予算計上したところでございます。

○委員（井上勝博） 今後については、こういう減免の予定はないんですか。

○水道局長（新屋義文） 現状においては、予定はございません。なお、今後、コロナの進行によりましては、またほかの対策と併せて検討すると思いますので、現在のところは予定はございません。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今もお話ししたように、水道料金が減免がされて、基本料金だけでしたけれども、しかし大変喜ばれて、喜びの声が、わんさかと来ておりまして、やっぱりコロナ禍で手洗い励行、それから清潔に保っておくということが大事になって、水道の果たす役割というのは非常に大きいと思いますので、これは要望ですけれども、

国の使える補助金は使っていただいて、引き続き減免をお願いしたいと思います。

○委員（犬井美香）総合計画の後期の計画の中でも、目指す姿として、安全で安心して飲める水道水が安定的に供給されるという文言を、ちょっと念頭に置きながらの質問をさせていただきます。

現在、薩摩川内市内でも未水道地域があると思われるのですが、以前お聞きしたときは３％ぐらいというふうにお聞きしたんですが、現在の、ちょっと未水道地域を教えていただきたいということと、あと、その未水道地域の方々がどのような方法で水を確保しているのかということも教えてくださいたいと思います。

○水道工務課長（永田一朗）代理のほうで答えさせます。

○課長代理（有田秀夫）犬井委員がおっしゃったように、今、普及率が９７％程度なものですから、水道が行っていないところは３％ということになります。

当然、給水区域内で３％のところに行っていないということになるんですが、今、水道が現在供給をしていないところについては、皆さん、生活用水ですので、どうしても水は必要となりますので、井戸水で対応しておられるところでございます。

○委員長（帯田裕達）地域は、地域はどこですか、その３％の。

○課長代理（有田秀夫）地域で言えば……。

○水道局長（新屋義文）川内地域では陽成地区、あと城上のちょっと山側とか、あとほかの地域でも、供給区域といいますか、離れているところについては、地域別には、もう今、申し上げられませんが、そういうまとまっていないところを飛んで、建物がある部分についてはございません。

先ほど言いました大きいのは、川内地域では陽成地区、それと城上の上手、吉川地区とか、あと田海地区の上手側が主なところでございます。ほかにも点々と地域的にはありまして、先ほど、代理からありましたように９７％と言いましたけれども、今年の３月３１日現在では、人口ベースでいきますと９７．６％の人口比になります。これは水道事業で人口を、本土側の部分は９７．６％。それと、甕島は、計画上は１００％ということになっております。（１８ページの発言により訂

正）

○委員（犬井美香）僅か２％弱くらいになっているということです。なので、人数的にも、もう２，０００人ぐらいの感じの方々が、ちょっとまだ、その上水道というものが引かれていないということなんですけれども、今、言われた地域外でも、井戸水だけではなくて、山水を使っていられる方であつたりとか、そういう方々も、やはり見受けられるようです。

井戸水であれば、もう電力で引っ張ってポンプアップすればいい話なんですけど、山水の方々は、高齢化が進む中で、やっぱり管理というのがすごく課題にはなっているようです。

言われたように、もう今から、過疎地域のほうに新しいパイプを引っ張ってというのは、恐らく、もう難しい話、コンパクトシティとかスマートシティ化というところを市全体でも目指していられるので、そのような話は、もう予算的にも多分難しい話だとは思うんですけれども、やはり命をつなぐライフラインという意味では、電気とか水とかという話は、もう当たり前の話であって、同じ税金を皆さん納めていられる。そこに地域格差だけではなく、もう、人としての、もう格差が出てきているような気がしますので、ちょっとその辺りの実態把握をきちんとしていただかないというふうには思っております。

あと、水質管理のことも、ちょっとお聞きしたいんですが、その未水道地域の方々の水質管理というのは、頻度的にはどのくらいの割合で行われているのでしょうか。お聞かせください。

○水道局長（新屋義文）委員のほうから実態把握等がございました。水道事業としましては、供給区域内の管轄になりまして——同じ水道というか、飲料水の供給を受ける、自分で準備するという部分でしてありますが、供給区域外の方については、水道局といいますか、一般会計で、ボーリング用の御自分で井戸を掘っていただくための補助金を準備しながら、そういう手助けをしているところでございます。

水質管理につきましては、井戸についての管理につきましては、水道局では担当しておりませんで、環境課になると思います。やはり、年に１回とかそういう基準が、こちらではちょっと確認はできませんけれども、そういう保健所等の関係に

なってくると思います。

先ほど、私は98.9%と言いましたが、これは水道事業の供給区域内にある方が98.9%で、行政区域内の人口に対する普及率は97.6%でございます。訂正します。（17ページで訂正済み）

○委員（犬井美香） すいません。じゃあ、水質の管理というのは、もう環境課ということですよねですけども、実は、たまたま偶然だったんですけども、ちょっと乳幼児健診の中で来られていた乳幼児健診なので小さなお子様をお持ちのお母様が、「体調が少し前まで悪かったんですよ」というお話から、「え、何があったんですか」というお話を聞いたら、実は、その近くまでは水道が引かれているけれども、自分のところは井戸水でしたと。そこで、大腸菌がやはり出たらしくて、ちょっとお腹を下していた、子どもも含め、家族みんながです。お水は、もうほかから調達するようにして、今は過ごしていますということだったんですが、ともすると、特に小さなお子様は、そういう大腸菌が入っているお水を飲んだがために、命を落としたということにもつながりかねないかと、そのとき、ちょっと心配をしました。

ですので、課は違うかもしれないんですけども、同じやはり水を扱うという意味では、その連絡、横のつながりです。環境課とも、よく密に連絡を取りながら、なるべく、なるべくじゃないです。絶対こういうことがないような体制はしておかなければいけないのかな、もう水の確保のためには、ボーリングで掘るための補助金は出していますということではなくて、その後のやはり管理、飲み水であつたりとかというのは、本当に命につながるものなので、その管理の徹底と、その辺りをやはり水道局としてもきちんと把握をしておくというのは、すごく必要なことなのかなと思いますので、併せてよろしくお願いします。

すいません、補助金のほうは30万円ぐらいですよね。何かボーリングの話も、よく聞いたんですけど、30万円では、なかなか足りない方々もたくさんいらっしゃるというのもお聞きしましたので、どのぐらいまでというのは上限もないところではあるんですが、とにかく、ちょっと実態把握をしていただければなというふうに考えますので、これも少し要望にはなってしまうんですが、よ

ろしくをお願いします。

○委員長（帯田裕達） 水質のほうは、環境課とまた連携を取って、話し合いを進めていただきましたし、犬井委員は、その水質のことは、また水道局の所管外になりますので、水質のことは環境課のほうで、また質疑をしていただきたいと思います。

○水道局長（新屋義文） 委員からございましたとおり、やはり命の水ですので、水道事業、簡易水道事業外につきましても、今、ございましたとおり環境課等との連携を取っていきたいと思っております。

○委員（井上勝博） 今、水道供給区域内で98.9%という話だったわけですが、私も相談を受けたことがあるんですが、例えば、家があるのが本管の道路の反対側というケース、本管がその家の側のほうにあれば引くのにそんなに費用はかからないんだけど、道路を横断する場合には、その費用は全額個人負担というふうになっていると思うんです。

これは、やはり本管がそこまで来ているのに、結局道路があったためにお金がたくさんかかる場合とそんなにかからない場合が出てくるわけですが、こういったことについては何らかの、例えば支援策というのはできないもんなんでしょうか。

○課長代理（有田秀夫） 今、おっしゃったように水道管は家のすぐ前の道路に入っている、例えばその道路の幅員が大きな道路であって、反対側の歩道とかに入っている方については、当然、委員のおっしゃったとおり、手前側に入っておけば、その引いていく延長も短くなって、反対側から道路を横断してくる方については距離も長くなることから、舗装の復旧費用も高くなるということでは、こちらのほうでも承知しているところではあります。あくまでも、その本管と違って、水道の給水管というのが、給水装置と呼ばれるものでございまして、全てにおいて個人で工事をされて、個人の所有という形になっておりますので、現状、今のところ、その個人さんの負担で、個人で管理していただくものに関して、水道局が何らかのというのは、現状のところでは、今、考えていないところでございます。

○委員（井上勝博） たまたま道路の反対側に本管が来ているということについて、例えば国道の

場合だったら、国のほうにも申請して工事をしなくちゃいけないというようなことで、大がかりになってくるわけです。

そうすると、それだけ費用も相当かかるということで、引くのを断念されるというケースも実際あるわけで、やはり、今後の検討課題としては考えていただきたいということで要望しておきます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道管理課及び水道工務課の審査を終わります。

△下水道課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、予算に関する説明書（第12回補正）の73ページをお開きください。

8款5項4目下水道費の説明欄、事項下水道管理費において、本年10月の人事異動に伴い、給料から共済費までの調整と、新型コロナウイルス感染拡大の影響で参加を取りやめました職員研修の普通旅費及び出席負担金の減額、公共下水道等接続補助金におきましては、実績見込みにより減額するものであります。

次に、92ページをお開き下さい。

13款2項1目公営企業費の説明欄、事項下水道事業費において、下水道事業会計出資金を増額するものであります。この出資金に係る事業の内容につきましては、この後の議案第254号の下水道事業会計補正予算で説明いたします。

なお、歳入の補正はありません。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第254号 令和2年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第254号令和2年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、別冊となっております、下水道事業会計予算書（第2回補正）の10ページをお開きください。

まず、資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

3款農業集落排水事業資本的収入2項1目他会計出資金は、一般会計からの財政支援分を増額するものであります。

次に、支出につきまして、3款農業集落排水事業資本的支出1項1目改良費は、9月の台風10号により、里町の農業集落排水施設のマンホールポンプの制御盤が被災し、運転操作に支障をきたすことになったため、制御盤の取替え工事を行うための費用を計上するものであります。

次に、前に戻っていただき、2ページをお開き下さい。

第3条につきましては、本年4月の特別会計から地方公営企業会計への制度移行のための打ち切り決算に伴い、当初予算で定めました未収金及び未払金を確定額に補正するものであります。

次に、第4条の債務負担行為の補正について説明いたします。3ページをお開きください。

川内地区の公共下水道の汚水処理施設であります宮里浄化センター等の維持管理業務委託は、平成30年度から令和2年度までの3年間について契約しておりますが、次の3年間について債務負担行為を新たに設定しようとするものであり、設定年度を令和2年度とし、令和3年度から5年度までの期間で限度額を定めるものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、下水道課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○専門職（内田ひとみ）それでは、歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書の57ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費事項保健衛生一般管理費313万3,000円の増額は、10月の人事異動に伴う給与費の増額補正であります。

同じく、事項巡回診療事業費86万6,000円の減額は、甑島における特定診療科巡回診療事業の中止に伴い減額するものであります。

同じく、事項保健対策推進事業費39万

4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による健康づくり推進協議会の書面開催及び食生活推進員研修会における調理実習の中止に伴い、事業の経費を減額するものであります。

同じく、事項地域医療対策費1,572万3,000円の増額は、後ほど御説明いたしますが、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の増額に伴う一般会計からの繰出金の増額補正であります。

次に、2目保健センター管理費事項すこやかふれあいプラザ管理費37万4,000円の減額は、委託料の実績確定による減額であります。

同じく、事項保健センター管理費207万8,000円の増額は、台風10号による下甑国民健康保険健康管理センターの屋根の一部破損に伴い、二次被害を避けるため部分補修に要する経費を増額補正するものであります。

続きまして、58ページをお開きください。

次に、3目保健指導費事項母子保険事業費543万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一定期間中止した親子教室や離乳食教室等の母子保健事業費の減額並びに不妊不育治療費等助成に係る申請件数の増加、助成額の増額に伴い、増額補正するものであります。

同じく、事項健康増進事業費142万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小及び健診事業の完了に伴う減額補正であります。

次に、4目予防費事項感染症予防費574万4,000円の増額は、令和元年度に実施した風疹抗体検査、風疹5期予防接種事業につきまして、国庫補助金が確定したことによる返納金の増額補正であります。

次に、繰越明許費について御説明いたしますので、7ページをお開きください。

第2表4款1項下甑国民健康保険健康管理センター屋根補修事業につきまして、年度内での完成が見込めないことから繰り越すものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第250号 令和2年度薩摩川内市
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補
正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第250号
令和2年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設
勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○専門職（内田ひとみ）それでは、予算に関
する説明書の182ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費事項一般管理費
1,370万2,000円の増額は、10月に看護
師職員1名を採用したことによる給与等、また、
上甕診療所の看護師不足に対して、人材紹介業者
を介しての派遣看護師の確保のための委託料、下
甕手打診療所の診療業務委託医師の委託料につい
て、診療業務実績に応じた増額補正が主なもので
あります。

次に、2目研究研修費事項医師研究研修事業費
162万9,000円の増額は、上甕診療所医師
住宅の雨漏りに対する屋根修繕に要する経費を増
額補正するものであります。

続きまして、183ページをお開きください。

2款1項1目医療用機械器具費事項医療用機械
器具費195万8,000円の増額は、下甕手打
診療所の除細動器につきまして、機器自体の老朽
化により修理対応をしておりますが、部品の生産
終了もあることから、今回新たな整備に要する経
費を増額補正するものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。
予算に関する説明書の180ページをお開きくだ
さい。

4款1項1目施設整備費補助金156万
6,000円の増額は、今ほど御説明いたしまし
た下甕手打診療所の除細動器購入について、特定
離島ふるさとおこし推進事業補助金の内示を受け
たことによる増額補正であります。

続きまして、181ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金1,572万
3,000円の増額は、先ほど御説明いたしまし
た特別会計歳出に係る一般会計からの繰入金を増
額補正するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

○委員（井上勝博）先ほどの看護師の派遣会社
からの派遣について、委託料が973万
2,000円ということで、これは派遣会社への
手数料がこれだけあるということになるんですか。

○専門職（内田ひとみ）これは、委託料とは
別に手数料が発生するものでございます。

○委員（井上勝博）その仕組みというか、通常、
看護師さんを雇うのと、それからこういう派遣会
社で雇う場合というのは、どういうお金のやりと
りになって、この92万7,000円が派遣会社
の手数料というふうに考えてよろしいんですか。

○医療福祉対策監（平原一洋）ちょっと説明
が足りなかったようですけれども、973万
2,000円の委託料の増額につきましては、看
護師に係ります委託料については253万
2,000円ということになっております。その
紹介手数料というのが、上のほうに92万
7,000円ありますが、そのうちの55万
8,000円が紹介手数料となります。

委託料の残りにつきましては、診療所業務委託
料といいまして、今、下甕の手打診療所についま
しては、ゲネプロさんのほうに委託としてお願い
をしておりますので、その委託料が診療の日数、
それから時間外の日数等が思いのほか増えたため
に、その分について補正をしておりますので、こ
こにつきましては、それと併せて973万
2,000円ということですので、看護師の紹介
手数料、それから看護師の派遣に伴う委託料につ
きましては、合計で300万円程度を見込んでい
るところでございます。

○委員（井上勝博）これは年単位なんですか、
1年間でこれだけのということですか。

○医療福祉対策監（平原一洋）今回、この補
正を通していただければ、来年明けてからの2か
月程度の委託料というふうに考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めま
す。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案どおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○医療福祉対策監（平原一洋）資料はございませんけれども、昨日、本市におきまして12例目のコロナ感染者のほうが確認されましたので、概要を説明させていただきたいと思います。

県内では857例目でございますが、本市では12例目でございます。昨日、県のほうで公表されております。

主な行動歴等につきましては、県外への訪問をされた際に、感染者と接触したということで、これにつきまして、行政検査としてPCR検査を行ったところ、陽性が確認されたということでございます。

現在、昨日は自宅待機中でございましたけれども、本日中午に宿泊施設——鹿児島市にございますけれども、そちらのほうへ入られるということで聞いております。

また、濃厚接触者でございますけれども、職場関係者が3名ということでございますが、現在のところ1名につきましては、もう陰性が確認をされているところで、あと2名につきまして、本日中午に検査をするということで聞いております。

○専門職（内田ひとみ）生活福祉委員会資料の2ページをお開きください。

鹿島診療所集約時期の延期について御説明いたします。

概要につきまして、甕島地域一体化方針に基づき、令和3年4月を目標に上甕診療所に鹿島診療所を集約する予定としておりましたが、診療所の医療従事者不足等によりまして、集約時期を当初目標の令和3年4月から令和4年4月に延期するものでございます。

併せて、里診療所の集約時期についても、同様とするものでございます。

延期の理由につきまして、1点目、上甕診療所看護師不足の深刻化が挙げられ、看護師の充足が最重要課題となっているところでございます。

2点目、鹿島診療所看護師の年齢や健康不良等の理由による退職、3点目、鹿島地区への出張診療といたしまして、集約後の医療従事者数では上甕診療所の診療体制を維持しながら、鹿島地区への出張診療を実施することができないというこの3点によりまして、今回、延期をするものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）新型コロナの感染がとまらないという状況でしておりますが、一般質問でも取り上げましたけれども、ちょっと対策監の答弁で、ちょっと行き違いがあったかなというふうに思っていて、私が主張しているのは、診断目的のPCR検査ではなくて、防疫の、いわば感染が広がらないための手段としてのPCR検査ということであって、診断であれば、確かに唾液や鼻腔にあるところの体液にウイルスがない場合は、感染していないというふうになるんですが、唾液などにウイルスが少しでもあれば、PCR検査は、もうほとんど100%に近い感度があるというふうに言われておまして、そこはやっぱり7割ということについては、防疫目的でいうと無症状の方は歌を歌ったり、大声を上げたりとかというつばきが飛ぶことによる感染ということになりますので、つばきの中にウイルスが入っていなければ、感染が広がらないと。ただ、無症状者の感染者で入っていれば、それが感染拡大につながっていくということで、その防疫目的のPCR検査でいうと、ほとんど99%だというふうに考えられるわけです。

それと、もう一つは唾液の検査については、無症状者に余り効果がないという話があったんですが、厚生労働省の7月のホームページに、無症状者の唾液を用いたPCR検査等についてというのがありまして、結論を言うと、無症状の方に対して唾液を用いたPCR検査、LAMP検査及び抗原定量検査を活用できると。これは、高い確率

で無症状者においても感染者を見つけることができたということで、これはいつのやつだったかというのは、ちょっと今すぐ分からないんですが、厚生労働省のホームページにそういうことが書いてあったので、唾液のPCR検査というのも無症状者に対して有効であると。

だからこそ静岡県の三島市でも、唾液による検査をしていますし、鹿児島市の鹿児島大学の開発した機器などによっての唾液検査というのもありますから、この2点については、やはりちょっと診断目的でおっしゃったんだと思いますけど、私が言っているのは防疫目的なので、そこら辺の見解はどうでしょうか。

○医療福祉対策監（平原一洋） 確かにPCR検査の精度につきましては、鹿児島大学が開発いたしました唾液を用いてのPCR検査の精度というのは、この前ちょっと伺ったところが95%ぐらいは、それでできるだろうということでしたので、私がちょっと本会議で答弁した部分については、ちょっと齟齬があったかもしれませんが、日々、機器は開発されておりますので、どんどん精度も上がってくるというのはあるかなというふうに考えているところでございます。

あと、防疫目的と診断という話でございますけれども、要は感染が出た場合について、一番大事なのは、その感染者から次の感染者、次の感染者というふうにつながっていくようなクラスターをとめるための検査というのは、これは行政検査として認められていますので、これについては、ぜひ、ぜひというか必ずやって、そこでクラスターを最小限に抑える検査というのは、これは必ずやらないといけないというふうに考えております。

今回の出水の高校のクラスターにつきましても、数を聞いてみれば300単位で、300以上の検査を、それも全部行政検査として行ったということでございますので、そういう感染を防ぐ意味での検査というのは必ず行政検査ですので、それについては数の多い少ないに関係なく、必ずやらなければならないというふうに考えております。

井上委員がおっしゃる無症状の感染者が感染を広げる一つの要因になるので、それについての検査をしてくださいというのであれば、その無症状の感染者をどうして探すのかということ、そういう視点でいくと、感染者がそういう特定ができ

ないわけでございますので、それについては広げて検査をせざるを得ないという観点から答弁させていただいたところです。

○委員（井上勝博） 先ほどの12例目も症状が非常に軽い、よく濃厚接触者とのつながりをトレースして、恐らくPCR検査で調べてみたら陽性だったということだろうと思います。

しかし、県外で、特にその大阪だとか東京だとかに行かれた場合に市中感染というのがありますから、これは濃厚接触者でずっとトレースしても見つからないケースがあります。そういったときには、もう自費でやらなきゃいけないと。しかし、やはり心配だということで指宿市だとか南さつま市でも市が補助金を出して、このPCR検査をやすくするという措置を取っているわけです。

こういったことも含めて進めていくべきであって、これは諸外国では当たり前のようにPCR検査を大量にやって、それを抑え込むことを進めているわけであって、外国の例を持ち出しても政府自身があんまり動いていないから、薩摩川内市でこういうことを議論しても、あまり意味がないのかもしれないけれども、しかし、無症状者が感染を広げている、しかもそれが4割という人たちから感染が広がっているということから考えて、あまりにも対応としてはPCR検査を軽視しすぎではないのかなというふうに思うんですが、先ほどの発症した場合のみの行政検査のことをおっしゃるけれども、無症状者をどうするのかということについては、もっと積極的にやっていいのではないかなと思うんですが。

○医療福祉対策監（平原一洋） 無症状者と無症状だけど感染していない人、その線引きというのがかなり難しいと思います。

じゃあ、どういうふうに判断するのか。確かにおっしゃるとおりは無症状の感染者が感染を広げているというか、そういうのも、そういう文献もあります。感染につきましては、要は陽性者の半分以上につきましては、5人に一人がスプレッダーといいまして感染を広げるというふうになっておりますので、要は感染者が全て、だから、全てというか、無症状の感染者がどれぐらい広がっているかというのは、なかなか判断が難しい部分もあると思います。

そういうことで、今のPCR検査体制の中で、

仮に鹿児島県をいいますと、今、鹿児島県の1日のPCR検査の許容量というのが大体300ぐらいです。要は300ぐらいの許容量しかないところに、じゃあPCR検査を疑いのある、今の段階はクラスターにならないような検査をするので、多分、手いっぱいだと思うんです。

そこにまた、じゃあ、そういう希望者とか、また行政のほうで、そういう無症状の感染者とか無症状の方たちに対してPCR検査を行政がそういうふうにしてやるというのは、今のところ、多分、キャパ的に難しい部分はあると思います。

○委員（井上勝博） これ以上感染を広げないため、特に医療関係、そして介護関係、それから学校関係です。こういったところでクラスターが発生している。

特に高齢者の施設について、また病院でのこの感染の広がりというのは、これ、命に関わってくる問題になってきます。だから、定期的に病院だとか高齢者の介護施設とかで定期的にPCR検査を行うという自治体も出ているわけです。

だから、キャパがないからというんじゃないくて、やはり、どうやったら今の感染を抑え、重篤者が出ないようにするのかというそういうところでやらないと、いつも受け身的なマスクだとか消毒だとかいうことを、ただ市民に求めるんじゃないくて、行政としてやるべきことはやっていくべきなんじゃないかと。進めていくべきなんじゃないかというふうに思うんです。諦めてしまっているんじゃないかと思います。

○医療福祉対策監（平原一洋） 決して行政が何もしないというわけではないんですけれども、おっしゃるとおり、医療関係者につきましては、感染する可能性が高いというところで、定期的にPCR検査をなさいというような通知も出ておりますので、今、市民病院のほうでPCR検査の機器が入ってきていて、市民病院のほうでも定期的に医療関係者の方たちについてはPCR検査を行っているというのは聞いています。

それを、できれば他の医療機関のほうもしていただけないかというのは、また医師会のほうともちょっと協議をさせていただいている状況でございますので、確かにおっしゃるとおりに、今、一番大事なのは、医療が崩壊しないような体制を取るということが一番大事だと思いますので、そう

いう面で、また医師会とも協議は進めていきたいというふうに考えています。

○委員（井上勝博） せめて医療関係だけでも広げてください。お願いします。

○委員（落口久光） 新型コロナの件もさることながら、もう寒くなって、インフルエンザもいろいろ皆さん心配されていると思うんですけど、このインフルエンザの現状の感染状況とか、あと予防接種の実施状況であつたりとかいうのが、どういう状況で、例年に比べてどうなっているのか、もし分かれば教えてください。

○医療福祉対策監（平原一洋） 今、川薩保健所管内でインフルエンザの発症は、報告は1名ということで受けている状態ですので、ほぼ、今、例年のインフルエンザの発症状況とすると、相当数少ないというか、これも、多分コロナの感染予防をお願いをしていますが、手指消毒であつたりマスクであつたり、そういうのをしている状況が、コロナのほうもですけれども、インフルエンザのほうにもそういう予防効果というのは出ているんじゃないのかなというふうに考えております。

○専門職（内田ひとみ） 接種件数のほうは、ただいまちょっと手元に数値がないところでございますけれども、10月以降の傾向でいきますと、昨年度よりも予防接種件数は増えているところがございます。

○委員（落口久光） また新型コロナのほうに行くんですけれども、本会議の答弁のほうで、年明けからワクチンを全面採用じゃないでしょうけど、採用するとかいうような話があつたんですが、もし分かっていたら、どこでつくったワクチンなのかというのと、県内での適用の話なのか、国の中の試験的な話なのか、ちょっとそこら辺を教えてくださいたいと思います。

○医療福祉対策監（平原一洋） 本会議の答弁の中で、私も来年になればということで説明をさせていただきましたが、今、国のほうからは、あくまでもワクチンの開発について、まだ不透明な部分が多いので、いつどのようなワクチンが提供されるか分からない状況の中にあつても、もし、仮にワクチンの接種が始まるようであれば、すぐに対応ができるような対応を取りなさいということで市町村に対して、今、通知が来ています。

ですので、またどのようなワクチンが来るかと

いうのにつきましては、国のほうが、ワクチンについては無償で提供するということになりますので、国のほうでそのワクチンのほうの決定はしてくれるというふうに考えているところでございまして、また、あと接種についても、先ほどあった医療関係者とか、あとは65歳以上、基礎疾患を持つ方、もしかしたらそちらのほうから優先的に接種をするかもしれませんけれども、具体的などころの、まだ取扱いについてはきていませんが、明日、国のほうからの説明会があるということで、そちらのほうで少しは具体的な説明等があるかもしれませんが、申し訳ございませんが、今、この段階で言えるのは、この程度でございますので、御了承いただきたいと思います。

○委員（福田俊一郎） 委員会資料のほうに戻りますけれども、今回、上甕診療所に鹿島診療所を集約する予定が1年ほど延期になったということで、3点ほどその理由について説明があったところです。

今回、この鹿島のほうが出張診療所ということになってまいれば、鹿島出張所に上甕診療所の体制を維持しながら、職員を出張させるということに、十分な対応ができないというようなことでありますけれども、現在の上甕診療所、それから鹿島診療所の職員体制というのはどのようになっているのか、まずお示しいただきたいと思います。

○医療福祉対策監（平原一洋） 各診療所の医療体制についてということです。

先ほど説明したとおりに、医療従事者、特に看護師が不足をしております、上甕診療所は職員が8名、それから会計年度任用職員の6名の、一応14名というのを定数というふうにしておりますけれども、現在、この14名中7名しか確保できていない状況というのがございます。

鹿島につきましては3名の定数に対して3名でございまして、ということで、上甕のほうで、絶対的に、今、足りていない状況でございまして、委員会、本会議の中でも6名の入院者がいる中で7名で回しているということで、今、ほぼ限界に近い状況になっている中で、また鹿島のほうの出張診療所までもつというのは、かなり厳しいということでございまして、今、鹿島のほうが3名確保はしておりますけれども、もしこの上甕のほうに集約されるとなると、遠距離通勤されている方、

それから体調面、それから高齢化ということで、上甕のほうにも異動できる方も1名しかいないということになると、結局上甕としては1名増えただけで、またその出張診療所のほうに、毎週、週3日とすると、それに対して看護師が二人、それから事務が一人、そういうことで負担がかかるということで、今回の再編については見送ったところでございまして、今のこれからの最優先課題は、医療従事者、特に看護師を早急に確保することによって力を入れていくということにさせていただいて、その確保のめどがついた時点で、また再編については協議をさせていただけないかなというふうに考えているところでございます。

○委員（福田俊一郎） 対策監のほうで、今、答弁いただいたんですけども、上甕診療所を維持しながら、その鹿島出張診療所へ派遣できる、そういう十分な体制というのは、どれぐらいの、要するに、今、話をさせていただいた上甕は定員が14名で、現在7名と。鹿島は定数3名に現在3名と、こういう体制でやっておるということで、すけれども、理想とするというか、十分なそういう体制が、出張体制ができるのはどれぐらいの人数を見込んでおられるのかを示してください。

○医療福祉対策監（平原一洋） 今、手打診療所のほうも出張診療所をしていただいています。そちらの中、15名ほどで回しているということです、そこまでは行かなくても、ある程度の数の確保は必要ではないのかなというように考えております。

○委員（福田俊一郎） 最後に意見でありますけれども、この上甕診療所、そして鹿島出張所の体制が十分に整うためには、今、対策監のほうで言われたとおりの人材を確保しなければなりませんけれども、この医療従事者の人材の確保ばかりではなくて、やはり離島の医療が十分に対応できるような、そういう体制をつくっていかねばなりませんから、そういう意味では、この薩摩郡の医師会とも協力をしていただきながら、連携してこういう人材確保、あるいは離島医療の体制をつくっていただきたいということで、意見として申し上げておきたいと思います。

○委員（落口久光） 今の話と関連しますけど、いろんな法令があつて、できるかできないかというのものもあるんですけど、甕島のほうに看護学校

のカリキュラムをかなんか組んでいただいて、そこでその離島医療を実際やっていたきながら、もちろん、ちゃんとした免許を持っているというわけではないですが、実際の實習はやっていると思いますので、そういうものをうまく組み合わせて人材不足を担保しながら、でもそこで経験をしていると、実際、卒業した後も、ここであと何年かはやりたいという方々は出てくるかもしれませんので、何かそういうのってできないのかなと思うんですけど、そういうシステムの可能性について、何か御意見があれば。

○医療福祉対策監（平原一洋） ありがたい意見だと思います。今、医師会のほうとも、今、看護学校のほうも、もう3年たちまして、来年度から卒業生が出てくるということに、正看の資格を取って卒業できるということになりますので、そういう時期を捉えて、やはりおっしゃるとおりに、医師会のそういうカリキュラムの中で、離島医療を経験させるとか、そういうのをやりながら、地元、また甑島のほうにも何かできないかというのは、今、医師会のほうとも、ちょっと今、調整を始めているところですので、そういうのを御意見として伺って、また協議させていただきたいと思います。

○委員（落口久光） ぜひ、いろんなハードルがあるかもしれませんが、全国的に、やっぱりこの離島医療はどうにかしないといけない課題ですので、そういう部分も含めて、学生さんでもそこに従事される方には、手当を払ってもいいと思いますから、そういうところをうまく使いながら、ぜひお願いいたします。

○委員（阿久根憲造） 甑島の医療従事者の派遣の件なんですけれども、今、ゲネプロというところのコンサルタントというか、人材派遣のところとされていますよね。そこは離島医療を研修プログラムみたいなのと組み合わせてされていて、現在、甑島の医療従事者の方々、ドクターも看護師さんも含めて、どれぐらいの割合でそこから来ているのか。もともと甑島出身者の看護師さんがどれぐらいいらっしゃるのかというのは、ちょっと伺いできますか。

○医療福祉対策監（平原一洋） 今年からゲネプロさんのほうに、甑島医療のほうの委託、これは研修もちょっと兼ねている部分もあるもんです

からしていますが、医師については二人、今、お願いをしてございまして、これは、今年から配置をさせていただいてまして、看護師等につきましては、今まで採用している職員がそのまま残っているということで、今のところ、ゲネプロさんからの派遣とかというのではございませんが、今回、その来られた齋藤先生のほうが、その離島医療のそういう経験というんですか、研修をしたい、それは看護師を含めて、そういう方がおられますので、そういうフェイスブックとか、SNSなんかを使って、離島医療を経験してみませんかということで看護師とかを、今、募集をかけています。

ですが、根本的な解決策になるのかどうかは、ちょっと別として、例えば短い期間、1年とか2年とか、そういう経験をしながら、看護師として働いていただくという、一つのやり方もあるのではないかと、そういうことをやりながらの看護師確保というのにつなげていく。要は研修の一環として、短い期間ですけど、それをどんどん回していきながら、その看護師のほうにも経験をしてもらいながら、看護師業務のほうも従事していただくと、そういうこともできなかつたというの、今、ちょっと考えて、少し協議は進めているところでございますので、来年、またちょっとそこがうまくいけば、ありがたいなと思っているところです。

○委員（阿久根憲造） 先ほどの落口委員、福田委員と関連する形になると思うんですけども、新型コロナウイルスの対策で、政府が来年考えているのが、感染医療に知識のある医師ですとか看護師、医療従事者を別の病院、感染症専門病院などに派遣すると、派遣元にお金を払うような仕組みを、来年度構築されるというのを報道で知りました。

なので、薩摩川内市にも基幹病院、済生会病院であるとか川内市医師会立市民病院などがございまして、今度、看護学校の卒業生の皆さん出てこられますけれども、そういったところとも連携して、そのゲネプロさんとの取組は、現状維持していくとして、医療従事者を甑島などの離島、あるいは薩摩川内市内の広い僻地のところ、たくさんございまして、そういったところに派遣する仕組みなんかを、今後、川内市医師会、薩摩郡医師会などと共同で、ちょっと考えていければいい

のかなというふうなことを、最近考えているところです。

よければ参考にさせていただきたいなと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）先ほど副委員長の質問の中で、インフルエンザの予防接種率を、手元に資料がないということですので、昼から口頭でもよろしいですので、報告をお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は１３時１５分いたします。

~~~~~

午後０時１１分休憩

~~~~~

午後１時１０分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

開会前に皆さんにお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策として、委員会の開催時間の短縮に努めることとしております。当局にも答弁の簡潔をお願いしてありますので、委員の方も質疑に対しては要点をまとめて、簡潔にお願いして、開催いたします。

---

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

---

△議案第２０２号 サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第２０２号サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは、市民福祉部の議会資料の２９ページをお願いします。

１の指定管理者に管理を行わせる施設の概要は、記載のとおりです。

なお、サン・アビリティーズ川内は障害・社会福祉課が、ふれあいドームは高齢・介護福祉課がそれぞれ所管しておりますが、施設の効率的な維持管理・運営を行うため、両施設について一括して管理を行わせるものであります。

次に、２の指定管理者に行わせる業務は、次のページにかけて記載してございますが、それぞれの施設の維持管理や運営に関する業務及び自主事業でございます。

次に、３ですが、指定管理候補者である特定非営利法人川内スポーツクラブ０１の概要を記載してございます。

次のページになります。４の指定管理候補者が示した事業計画の概要についても、記載してあるとおりでございます。

次に、選定経過の概要について説明いたします。３３ページになります。

選定委員会は、８月５日に開催しました。選定委員は、内部委員５名、外部委員５名の計１０名でございます。

応募団体数は１事業者であり、ヒアリングを含め審査を行い採点した結果、施設の現状を認識した適切な維持管理と、利用者へのサービスが期待できることから、指定管理者の候補として選定いたしました。

なお、採点結果表につきましては、次のページにありますとおり、配点１，０００点に対しまして７３８点でありました。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは、歳出から説明をいたします。

予算書の50ページをお開きください。

まず、3款1項1目、事項、社会福祉管理運営費は、職員給与費の調整及びコロナの影響で社会福祉法人の指導監査が中止となったことから、関係予算の減額、さらに、個人情報の管理の徹底を図るための鍵付きの棚の購入経費を措置したものでございます。

次に、事項生活困窮者自立支援事業費は、国庫支出金等精算返納金です。

次に、同項2目、事項、一般障害者自立支援事業費は、職員給与費の調整、個人情報管理徹底のための鍵付き棚の購入経費、心身障害者扶養共済制度掛金の加入者増に伴う増額です。

次に、事項障害者（児）自立支援事業費について、国保連合会の審査支払システムにおきまして、市町村支援システムの導入がされることに伴いまして、閲覧に必要なソフトウェアのライセンス購入費と国庫支出金等精算返納金を計上したものです。

次に、事項特別障害者手当等給付事業費、次のページ、地域生活支援事業費、障害児通所支援事業費は、それぞれ国庫支出金等精算返納金です。

次に、54ページ、同款3項1目 事項女性・家庭・児童相談費は、国庫支出金等精算返納金です。

次に、同項5目事項は次のページになります、母子生活支援施設措置費は、国庫支出金等精算返納金です。

続きまして、歳入を説明いたします。25ページをお開きください。

13款2項1目1節社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済掛金について、加入者増に伴うもの

次に、27ページになります。

15款1項1目1節社会福祉費負担金は、前年度の国庫負担金の精算に伴うものです。

次に、29ページになります。

16款1項1目1節社会福祉費負担金は、前年度の国庫負担金の精算に伴うものです。

次に、30ページになります。

同款2項2目1節社会福祉費負担金は、本年度の児童発達支援利用者負担軽減対策事業補助金を計上するものです。

続きまして、第3表、債務負担行為補正を説明いたします。9ページをお願いします。

これの一番上の行になりますが、サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定管理料について、指定管理者の指定に伴い、来年度からの5年間について追加をするものです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

---

△市民課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民課の審査に入ります。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）それでは、予算に関

する説明書の４６ページをお開きください。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費では、本年度中に予定されておりました会議等の中止による減額と、個人情報保護のために鍵付き保管庫を購入するための備品購入費の補正をお願いするものでございます。

次の、個人番号事業費では、個人番号カード関連の業務を委託しておりますＪ－ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）への交付金について、機構より本年度の交付金確定見込通知がされたため、増額補正をお願いするものでございます。

増となった原因につきましては、委員会資料を提出してございますが、本年度に入りましてから、個人番号カードの取得が対前年比で約５倍以上となっているため、発行枚数の実績に応じて算出する交付金が増となったものでございます。

次に、歳入でございます。２８ページをお開きください。

１５款２項１目総務費補助金のうち、１７節個人番号カード交付事業費補助金につきましては、歳出で説明しました個人番号カードの交付金に係る国の補助分で、全額補助となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）委員会資料を提出してございます。

先ほども説明いたしました、マイナンバーカードの交付状況について資料を提出してございます。

御覧のとおり、昨年度と比較しまして大幅に交付件数が多くなっております。最近、一月の交付件数が１，０００件を超えるような状況となっているのに加えて、３のほうに記載してございますが、国が未申請者に対しまして申請書の再送付を行うことから、今後ますますの増加が見込

まれる状況となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）このマイナンバーカードがどんどん普及しているという話で、主な要因というのはコロナ対策の関係じゃないんですか。

○市民課長（西田光寛）コロナ対策といいますより、国のほうがマイナポイントの５，０００円の補助を行っている関係で取得率が増えているのと、公務員に対しましては、保険証と共同で使えるような仕組みを構築する中で、優先的に取得を促している観点から増えている状況だと思っております。

○委員（井上勝博）マイナポイントは分かりますが、マイナンバーカードを持つということで、保険証の代わりになると。保険証自体は廃止をするのでしたっけ。そこら辺はどうですか。

○市民課長（西田光寛）廃止はせずに、別個で持つ。お互いで利用ができるという仕組みを構築しているところです。

○委員（井上勝博）このマイナンバーカードについては、私はもう本当に抵抗がありますので持っていないんですけども、カードには番号が書いてあるわけですよね。この紛失届とか、そういうようなのは今現在どうなっているのでしょうか。

○市民課長（西田光寛）私どものほうに直接の届出はございませんが、あるとしたら警察のほうに届けが行っているのかなと思いますが、その分は聞いておりません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

---

#### △環境課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、環境課の審査に入ります。

---

#### △議案第１９５号―議案第１９９号

○委員長（帯田裕達）まず、議案第１９５号から議案第１９９号までの議案５件を一括議題といたします。

これらの議案5件については、各施設の指定管理者の指定期間がいずれも令和3年3月31日満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。一括して説明を求め、質疑を行った後、討論、採決についても一括して行ってまいります。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）では初めに、議案第195号里藺上墓地等の指定管理者の指定についてを説明いたします。

議案つづり、その2の195—1ページをお開きください。

あわせて、議会資料のほうも御準備をお願いいたします。

指定管理者に管理をお願いする施設は、里藺上墓地のほか、里藺下、里観農園、里寺山の4墓地となっております。

指定する団体は、水建システム有限会社です。

期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。今回の5件、いずれも全て同じ期間となっております。

それでは、議会資料の1ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりでございます。

指定管理者に行わせる主な業務は、市営墓地の維持管理や使用許可等でございます。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は2ページに記載してあります。

3ページのほうをお開きください。

選定委員会につきましては、本年9月4日に開催しまして、候補者のヒアリングを含め審査を行っております。

採点した結果は、4ページに記載のとおりで、合計700点に対して525点で、これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現在の指定管理者でございます水建システム有限会社を公募による候補者と選定いたしました。

次に、議案第196号川内葬斎場やすらぎ苑等の指定管理者の指定についてを説明いたします。

議案つづり、その2の196—1ページをお開きください。

指定管理者に管理をお願いする施設は、やすらぎ苑のほか、川内芸ノ尾第1・第2墓地、入来向

山墓地でございます。

指定する団体は、株式会社誠建設です。

それでは、議会資料の5ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりでございます。

指定管理者に行わせる主な業務は、葬斎場の維持管理と火葬業務及び市営墓地の維持管理や使用許可等でございます。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は6ページから9ページに記載してございます。

選定委員会は、本年9月23日に開催し、候補者のヒアリングを含め審査を行っております。

採点した結果は、10ページに記載のとおり、合計800点に対して578点で、これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現在の指定管理者でございます、株式会社誠建設を公募による候補者と選定しております。

次に、議案第197号上甌島葬斎場の指定管理者の指定について説明いたします。

議案つづり、その2の197—1ページをお開きください。

指定管理者に指定する団体は、里葬祭です。

それでは、議案資料の11ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりで、行わせる主な業務は、葬斎場維持管理と火葬業務です。

候補者が示した事業計画の概要は11ページ下段から12ページに記載してございます。

選定委員会は、9月4日に開催し、候補者のヒアリングを含め審査を行い、採点した結果は14ページに記載のとおり、合計700点に対して485点で、これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現在の指定管理者でございます里葬祭を非公募による候補者と選定しております。

次に、議案第198号下甌葬斎場の指定管理者の指定について説明いたします。

議案つづり、その2の198—1ページをお開きください。

指定管理者に指定する団体は、こもれ日の郷です。

それでは、議会資料の15ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりで、行わせる主な業務は、葬斎場の維持管理と火葬業務です。

候補者が示した事業計画の概要は、15ページ下段から17ページに記載しております。

選定委員会は9月4日に開催しまして、候補者のヒアリングを含め審査を行い、結果は18ページに記載のとおりで、合計600点に対し461点で、これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現在の指定管理者でございます、こもれ日の郷を非公募による候補者と選定しております。

次に、議案第199号鹿島葬斎場の指定管理者の指定について説明いたします。

議案つづり（その2）の199—1ページをお開きください。

指定管理者に指定する団体は、有限会社鹿島土木です。

それでは、議会資料の19ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりで、行わせる主な業務は、葬斎場の維持管理と火葬業務でございます。

候補者が示した事業計画の概要は、19ページ下段から20ページに記載しております。

選定委員会は9月4日に開催し、ヒアリングを含め審査を行い、結果のほうは22ページに記載のとおり、合計600点に対しまして390点で、これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現在の指定管理者でございます、有限会社鹿島土木を公募による候補者と選定いたしました。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。質疑は一括して行いますが、号名を伝えてから御質疑をお願いいたします。

**○委員（溝上一樹）** 葬斎場の委託業務に関しまして、業務内容に施設維持管理業務とあるんですけど、この細かい内容というか、どういう維持管理をされているのでしょうか。

**○環境課長（上口敬子）** 維持管理の主な内容ということですので、葬斎場としての機能が十分に発揮されるように、日常的な清掃・点検でありますとか、必要な小規模な修繕等も中に含まれております。

**○委員（溝上一樹）** 葬式などはなかなか計画できないことなので、常日頃の点検、メンテナンス等、必要だと思われるんですけど、この委託された業者からの施設の点検した報告などはあるんですか。

**○環境課長（上口敬子）** 毎月定期的に報告をしていただくようになっておりまして、そのほか、突発的なトラブル等が発生した場合には、緊密に連携を取り合うようにいたしております。

**○委員（溝上一樹）** 当局と委託業者の緊密な連携をされているということですか。それとも、ほかの地区の葬斎場との連携を取られているということですか。

**○環境課長（上口敬子）** 先ほど説明した連携というのは、指定管理者と市環境課との連携ということでございます。

で、今、御質問いただいた内容につきましては、甌島地域の火葬場というのは大変老朽化しておりまして、突発的にトラブルが発生して稼働できないということも過去にもございました。そういった場合には、他の葬斎場と連携し合って、速やかに火葬業務が行えるようにということも、一緒にしております。

**○委員（溝上一樹）** そのトラブルは、僕も少し実際経験いたしまして、そのときは、まだ甌大橋はつながっていなかったもので、なかなかそこでちょとばたばたした御家族の方なんかの気持ちも考えて、すごい大変だったんですけど、甌大橋がつながりまして、各地区の葬斎場等の連携、これから始まると思うんですけど、おっしゃったとおり、葬斎場の老朽化が問題になると思いますので、その辺、要望としてお願いいたします。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論は一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 討論はないと認めます。

これより、採決に入ります。

採決は、議案第195号から議案第199号までの議案5件を一括して行います。

採決します。これらの議案を原案のとおり可決

すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、これらの議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第200号—議案第201号

○委員長（帯田裕達）次に、議案第200号及び議案第201号の議案2件を一括議題といたします。

これらの議案2件については、本市が所有する建物等を納骨堂の用途に供する建物等として無償譲渡しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、討論・採決についても一括して行ってまいります。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）それでは、初めに議案つづり（その2）の200—1ページをお開きください。

譲渡する財産は、樋脇岩下共同納骨堂の土地及び建物でございます。

所在地は、樋脇町塔之原字板井川6870番地ほか2筆で、土地は3筆で合計572平方メートル、評価額は40万5,132円となっております。

建物は、先ほど説明がございましたとおり共同納骨堂でございます。中の物品一式も含んでおります。

構造は鉄筋コンクリート造、スレートぶき平家建て、面積は76.14平方メートル、評価額は162万8,553円となっております。

譲渡の相手方は、地元の岩下自治会でございます。

譲渡の時期は令和3年4月1日を予定しております。

位置図、地積図、平面図は添付のとおりでございます。

次に、議案つづり（その2）の201—1ページをお開きください。

譲渡する財産は、入来大内田共同納骨堂の建物で、物品一式を含みます。

所在地は、入来町副田字萩ノ尾1445番地19、構造は鉄筋コンクリート造、陸屋根平家建て、面積は22.51平方メートル、評価額は

67万3,106円でございます。

なお、土地につきましては、こちらは民地になっておりますので、譲渡するのは建物のみとなっております。

譲渡の相手方は、地元、大内田自治会でございます。

譲渡の時期は、令和3年4月1日で予定しております。

位置図、地積図、平面図を添付してございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。質疑は一括して行いますが、号名を伝えてから御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論は一括して行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより、採決に入ります。

採決は、議案第200号及び議案第201号の議案2件を一括して行います。

採決します。これらの議案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、これらの議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）それでは、初めに歳出について説明いたします。

予算に関する説明書の59ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費59万4,000円の減は、実績に伴う給与費の調整によるものでございます。

同じく、環境保全対策費52万1,000円の増は、本年9月の台風10号で被災した蘭牟田池ラムサール条約看板の修繕及び上甕支所内の防除



機倉庫の全壊に伴う解体工事経費となっております。

次に、同項 9 目公害対策費 280 万円の減は、環境調査測定業務委託の執行残でございます。

次に、60 ページをお開きください。

2 項 5 目ごみ処理費、一般廃棄物処理費 1 億 7,400 万円の増及び最終処分場管理費 7,600 万円の増は、台風 10 号災害によります飯島地域の災害廃棄物を適正に処理するために必要な経費を計上しております。

予算の概要、5 ページのほうをお開きください。

上段の 7、災害廃棄物処理事業について説明いたします。

発災直後に、飯島地域の各支所管内には仮置場を設置いたしまして、災害廃棄物の受入れを行ってございました。こちら計 6 か所設置した仮置場には、大量の廃棄物が現在出されております。

これらの廃棄物の処理方針として、島内で再生利用が可能なものは島内で処理、島内で処理できないものは、島外へ搬出した上で、資源化できるものはリサイクルし、焼却処分するものは川内クリーンセンターで処理いたします。

川内クリーンセンターで処理できないものは、川永野町にあります鹿児島県環境整備公社のエコパークかごしまで埋立処分を行うこととし、作業を進めております。

災害廃棄物の処理経費としましては、さきの議会、第 11 回補正におきまして 1,065 万円を計上し、既定予算の中から 7,600 万円を流用し、処理に当たってまいりました。しかし、処理経費の大幅な不足が見込まれるため、今回、補正予算を要求させていただきました。

さきの補正では、平成 27 年の台風 15 号などを参考に経費積算を行ってございましたが、仮置場に出されたごみの性状が想定以上に処理経費を要するものでございました。処理を行うための前段階として、選別作業や破砕といった中間処理が必要となってまいりました。

分別が徹底されておらず、ごみが混ざり合っている仮置場もございます。選別作業に係る経費の増加や、島内で処理できるものが少ないため、島外への搬出や埋立処分の経費が増えるなど、処理経費が大幅に不足するため、今回、補正をお願いするものでございます。

また、今回の補正では、流用対応した最終処分場管理費への流用額の補填分も計上させていただいております。

財源としては、環境省の災害廃棄物処理事業補助金が 2 分の 1、一般財源のうち 8 割は地方交付税措置がなされる予定となっております。

では、次に歳入について説明いたします。

予算に関する説明書、28 ページをお開きください。

15 款 2 項 3 目 2 節清掃費補助金 1 億 2,500 万円の増は、災害廃棄物処理事業補助金でございます。

次に、債務負担行為の補正について説明いたします。

予算に関する説明書、12 ページをお開きください。

先ほど、市営墓地と葬斎場の指定管理者の指定についての議案を御審査いただきました。指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要がございます。第 3 表に記載のとおり、今回、5 件分について補正を行うものでございます。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△陳情第 7 号の 2 電源開発株式会社の  
「（仮称）北鹿児島（西地区・東地区）風力発電事業」計画に関する陳情

**○委員長（帯田裕達）** 次に、陳情第 7 号の 2、電源開発株式会社の「（仮称）北鹿児島（西地区・東地区）風力発電事業」計画に関する陳情を議題といたします。

それでは、陳情文書表については配付してありましたので、朗読を省略します。

それでは、本陳情について当局に補足説明を求めます。

**○環境課長（上口敬子）** では、委員長、ここでまず資料を配付したいんですが、よろしいでしょうか。

**○委員長（帯田裕達）** 願います。

[資料配付]

○環境課長（上口敬子）ただいまお手元に、発電所に係る環境影響評価の手続フロー図を配付させていただきました。これは経済産業省のホームページに掲載されている資料でございます。

まずは、環境影響評価、よく環境アセスメントと呼ばれるものですが、これらの制度がどういうものなのかを説明させていただきます。

環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、住民や自治体の意見を聞き、これらの意見を踏まえて、事業の実施に当たり環境影響の回避・低減を事業者が検討し、環境保全対策を実行することにより、環境の保全について十分に配慮を行うための制度でございます。

環境影響評価法は、平成11年6月から施行されまして、風力発電事業については、平成24年10月から法対象事業に追加されております。

では、フロー図に沿って説明いたします。

破線で区切っておりますように、四つの段階がございます。

1段階は、計画段階環境配慮書で、事業の位置、規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない、そういった事項について検討を行います。

2段階、環境影響評価方法書、こちらでは、どのような項目について、どのような方法で調査、予測、評価をしていくかという計画を立てます。

3段階、準備書では、調査、予測、評価、環境保全対策の検討の結果を示し、環境保全に関する事業者の自らの考え方を取りまとめます。

各手続の縦覧期間中には、環境保全の見地からの意見のある人は、誰でも意見書を提出することができます。方法書と準備書については図書の分量が多く、内容も専門的であることから、説明会が開催されます。

市の役割といたしましては、手続の各段階において県からの照会を受けまして、各図書の内容を確認・精査し、事業実施区域に係る環境の保全の見地から意見を述べます。

陳情の風力発電事業につきましては、現在、3段階、準備書の縦覧期間中でございます。薩摩

川内市内での説明会は、12月8日、旧西方小学校と東郷公民館の2会場で開催されました。

事業者は、縦覧後に一般意見の取りまとめを行いまして、県知事と本市へ意見概要を送付することになります。

これを受けまして、県において技術的な事項について専門委員の意見を聞くことになっています。専門委員は鹿児島大学教授などが就任されていらっしゃる。

公聴会は、鹿児島県環境影響評価条例第20条第1項の規定によりまして、県知事が必要に応じて、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聞く必要があると認めたときに、開催されることになります。

本市においては、県からの照会を受けて意見を述べることになります。

これらを踏まえて作成された県知事の準備書に対する意見は、経済産業省に届けられまして、環境省の意見照会を行い、準備書の審査がなされていきます。

一般意見が出せるのは、現段階が最後となります。

準備書の手続が終わると、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、事業者は4段階目の評価書を作成することになります。

評価書を確定したことを公告するまでは、事業を実施することはできません。

工事終了後は、事後調査の結果について報告書を作成し、公表することになります。

以上が、環境影響評価の手続の概要となっております。

続いて、クマタカの生息・営巣地についてですが、クマタカなどの希少性の高い生物の営巣場所は、原則として自然保護行政機関など以外には非公開となっております。公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の周辺に集合したり出入りを繰り返したりして、クマタカの行動や繁殖を阻害することが危惧されるからです。

調査では、紫尾山系には23つがいはほどの生息が推計されております。そのうち事業実施区域内と重なるのは13つがいとされています。

風力発電事業で、県内で準備書の縦覧手続に入ったのは、この事業が最初となります。

クマタカへの風車の影響については、詳しい情報はなく、先行事例においては事後調査をしますというふうな状態となっています。

参考までに、クマタカがブレードに衝突するおそれについてモデル上の計算では、一部のつがいを除きまして、20年に1個体いるかいらないかとなっております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、陳情の内容等を含め当局に確認したい事項があれば質疑を行い、その後、委員間の自由討議により審査を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

**○委員（井上勝博）** クマタカが今、20年に1個体が当たる確率であるということですが、これは一般的にそういうことが言えるということなんですか。それとも、具体的に、ああいう地形でクマタカの生態とか、いわば特徴を踏まえた上でこの20年に1個体ということなんでしょうか。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）** クマタカの生態につきましては、尾根を境に生息するという性質があるようです。そういったクマタカの生態とか、今度建設される風車の大きさ、回転の速度、そういったいろいろな情報を計算式に当てはめて、モデル式がございます。それが環境省のモデルと専門家が作っているモデル、二通りあるんですけども、それぞれで計算式に当てはめて出した結果が、年間で0.05個体。ですから、20年に相当すれば1個体というふうに計算上ではなっております。

それが毎年同じ確率で発生するかといえば、やはり自然状態によって変わりますので、あくまでもモデル上の計算式で当てはめた結果だということと御理解いただければいいかと思います。

**○委員（井上勝博）** このクマタカがいるということは、非常に自然に近い環境があるということの意味しているんだと思います。やはりクマタカの餌になるものがなければクマタカはいないわけですから。

そういう点で、仮にそのバードストライクでこの風力発電にぶつからなくても、環境が破壊されることによってクマタカの生息ができなくなるという、この可能性というのはどういうふうに検討されているんですか。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）**

今回の環境影響評価の中では、クマタカへの影響予測としては、騒音によってクマタカ自身の生息環境が悪化するおそれはないか。それと、騒音によって餌となる動物とか、蛇なんかも含めますけれども、そういった動物がその地域からいなくなったり、減少したりするおそれはないか。

それに加えて、土地の改変が行われますけれども、それによって餌を取る環境が減少したり、なくなったりするのではないかと。また、クマタカが営巣する環境自体がなくなったり、減少したりするおそれはないか。

それに加えて、ブレード、タワーへの接触、バードストライクですけども、これのおそれがないかというふうに、影響の予測をしております。

**○委員（井上勝博）** そうすると、羽をブレードというんですか、そのブレードに衝突して死ぬ確率は20年に1個体かもしれないけれども、環境が悪化することによって、クマタカが住みにくい場所になってしまうという可能性があるということになるわけですが、その可能性については、どういうふうな評価がされているのでしょうか。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）** クマタカにつきましては、この紫尾山系のところでは生態系の頂点にいるものというふうにみなされております。食物連鎖のピラミッドで頂点にいるというふうに考えていただければいいかと思います。あくまでもこの紫尾山系ではということです。

そうした場合に、先ほど調査をした項目について予測をしているんですけども、おおむね回避できるということで、準備書には記載されているようですので、これにつきましては、私たちも今後それが妥当なのか審査をしまして、今後、県の審査会、国の経済産業省の顧問会、そういったところで専門家等から評価を受けることになります。

**○委員（井上勝博）** かなりの大きさだというふうに聞いていまして、高さが150メートルで、ブレードの長さが60メートルで、基礎が、深さ10メートルで、直径約15メートルの円錐形みたいなコンクリートの基礎なんでしょうか、こういった工事をする際のその工事の騒音とか、様々な排気ガスだとか、そういったもので環境が壊れてしまうという可能性については、どういう検

討がされているんですか。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）**  
評価をした中には、その工事用車両によるものとか、重機によるものなどの騒音であったり、排気ガスに含まれる窒素酸化物の量であったり、そういったものを現状からどれぐらい増加があるかというものの評価はなされております。

それと、先ほど基礎についてのお話があったんですが、電源開発としては、地質調査をまだしていないという説明をしております。あくまでも地質調査は、今後場所が決定してからその地質の調査をする。

その地質の調査をした上で、紫尾山系は地質がもろいところだというお話があるようですが、実際に調査をしてみて、直接基礎でいけるのか、あるいは杭を打つのか。で、杭を打つ場合はどの程度の大きさになるのかというのは、今から判断するというところで説明をしております。

準備書に載せてある基礎の構造については、あくまでも参考例を載せて最大で評価をしておりますというふうに説明をしているところです。

**○委員（井上勝博）** 先ほど、おおむね生態系は、クマタカの減少は回避できるというような、まだよく分からないところがあるという答弁でございましたけれども、この三つの事項について、陳情をされているわけですが、それぞれの現段階で、例えばクマタカの生息・営巣地についての準備書なども、私たちがよく学習しないと、なかなか判断できない部分というのがあると思うんですが、この準備書自身を、膨大な資料がきてもしょうがないわけですが、簡潔にまとめるということではできないんでしょうか。その辺はできますか。

**○環境課長（上口敬子）** 準備書につきましては、事業者が作成することとなっておりますので、事業者のほうで現在縦覧に供しているものは3冊ございまして、概要をまとめたものが、それは割と薄い冊子です。本書のほうで二つの冊子に分かれてまして、二つの冊子を一緒に並べると約8センチという大変に膨大な量のものになっております。

縦覧のほうで、概要のほうも出ておりますので、ぜひ、そちらのほうで確認していただけたらと思います。

**○委員（落口久光）** まず、パードストライクの

件、20年度に1羽の確率というふうに認識しましたが、全国に点在する風力発電で、このような事例というのは何件ぐらいあるのか。もし分かりましたらお示しをお願いいたします。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）**  
風力発電につきましては、今から大分建設が進んでいくところございまして、これまでに建っている実績もございしますが、データとしてはそれほど集まっていない状況でございます。

ですから、どの事業者も不確実性があるということで、事後調査を実施します。と言っておりますので、その事後調査の結果が今から出てくるころかと考えております。

**○委員（落口久光）** それは生息数という見方でもあまり違いがないような感じなんで、分からないというのか。全然調べていないというのか、どちらかというのが分かりますか。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）**  
実際、調べておりません。申し訳ございません。ですが、やっぱりクマタカの生息数とかも、地域によってはばらつきはあるようでございます。

**○委員（落口久光）** 今日この場に来る前もいろいろ私も調べたんですが、沖縄以外には、日本全国に生息しているというふうに記載があって、森林でしか生息ができないということなので、貴重な自然は守らないといけないというのは私も認識しているんですが、ちょっと気になったのが、つがいで卵を産んでふ化させて巣立たせるということで、1月から3月ぐらいに巣作りを始めて、その後、春先で卵を産んで、夏の初旬ぐらいでひなが生まれて、それから3か月ぐらいでひなが一応巣立つというような形になっていましたので、ポイントのところは1月から8月はちょっとデリケートな期間なのかなと思うんですが、実際工事をされる場合に、この期間というのはちゃんと配慮された計画が出ているのかどうか、ちょっと教えてください。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）**  
事業者が実施します環境保全措置としまして、その中に、クマタカの営巣地が近接する場合は、繁殖への影響が大きい時期の周辺工事の工程を調整するというふうに記載がございます。一応、繁殖への影響は回避するように努める内容とはなっております。

○委員（落口久光）では、次の質問です。

今回、かなり大型の設備になっていますので、複数の自治体をまたがって設置される計画みたいですが、具体的に自治体ごとにその風車の基数とか、そういうものが分かりましたらお示しをお願いいたします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）

具体的な基数なんですけども、市町の境目に設置されるもの等もございまして、事業者のほうから聞いた話ではございますが、西地区・東地区を合わせて36基です。そのうちの5、6基程度が薩摩川内市と聞いております。

阿久根市のほうにだいたい寄っております、ちょっと確認をしたら4割程度でございました。残りが出水市とさつま町となっております。

ちょっと基数については、数えたんですが、ちょっとはつきりしませんでした。申し訳ございません。ちょうど境がございましたのはつきりしておりません。

○委員（落口久光）続けてですが、そしたら、実際これが動き出したとした場合に、それぞれの自治体でどのぐらいの財源的な効果があるかどうかというのがもし分かりましたら、お願いいたします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）  
これはあくまでも電源開発の試算でございますけども、1基当たり年間で固定資産税が1.1億円ということで試算をされていると聞いております。ですから、5、6基ですので、5、6億円程度の固定資産税になるということで、事業者は試算をしているということです。

○委員（落口久光）あと、先ほど、実際この計画を実施するまでの間のフローの説明があって、2か所説明会を実施されたということになっていますが、それぞれの参加人員とか、具体的にそれぞれのところでどういう御意見が出たのかというのを、もしこの場で公表できることが可能でしたらお願いいたします。

○生活環境グループ長（村岡 実）12月8日に薩摩川内市内での説明会が、旧西方小学校と東郷公民館で開催されました。

旧西方小学校は午後中の開催だったんですけれども、市の職員を除きまして18名の参加です。東郷公民館がこちらも市の職員を除きまして

25名の参加でございました。

出水市と阿久根市でも説明会が開催されております。最後がさつま町だったんですけども、さつま町は出水市でクラスターが発生した関係で感染拡大防止のために中止となっております。

説明会で出た意見としましては、地域外の方からの参加も多くて否定的な意見も多くございました。地元住民からは、地元へのメリットについてはどんなものなのかといった質問が出ておりました。

○委員（落口久光）それでは、地元の方の意見の中で、否定的というか、慎重論的な意見というのはなかったのでしょうか。加えて、出水市と阿久根市での状況というのがもし分かったら、そこまでお願いいたします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）  
本市での参加者の中で、実際、地元の方がどの方かというのもちょっとはつきりしないところがございまして、否定的な意見の方も確かにいらっしゃいましたが、ちょっとその方が本当の直近の地元の方なのか、それ以外の方なのか、ちょっと区別がつかなかったところもございます。

それとあと、出水市と阿久根市の説明会なんですけども、どちらも午後7時から始まったんですが、時間いっぱい開催されておまして、出水市のほうは特に参加者も多く、会場のスペースも足りなかったというのもあったようで、なかなか意見を言えずに帰ったという方々もいらっしゃったようでして、その方々は阿久根市の説明会であったり、西方の説明会であったり、そういったところまで2回、3回ということで足を運んでいらっしゃった方もいたようです。

○委員（犬井美香）地元というところでは、私のところは多分地元だと思うんですけど、今、クマタカのことももう以前から心配はされていたんですが、現時点でさえ獣たち、イノシシとか、鹿とかという農作物への被害だったりというのが今すごく出ているんですけど、こういうものができる、その獣たちが多分もっと里というか、人間たちのところに降りてきて、また荒らすのではないかというちょっと心配の声もあるようなんですが、その辺りは何か準備書の中に書かれたりはしていますでしょうか。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）

この環境影響評価につきましては、希少な種についての生態系の保護であったり、そういった生息環境保護といったのをメインにしておりますので、有害鳥獣とかが今後どう行動するかということについての評価はなされていないです。

**○委員（犬井美香）** 地元としては、その辺りもすごく気になっていますので、できれば、その辺りの評価はすごく難しいと思うんですけど、その辺りも考えながら、また準備に取りかかるというか、していただけたらいいのかなと。多分、全体的にそのような問題というのは起きてくるのかなというふうには思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○委員（井上勝博）** 景観の問題がありますので、紫尾山というと、多くの校歌にも使われたり、やっぱり美しい環境、美化、こういう山であるということで愛されてきたわけですが、この巨大な風力発電が林立することによって景観を損ねるという点では、私は、単に地元の問題だけではなくて、広く市民にやっぱり周知していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

その点で、実際こういう風力発電が林立した場合に、どのような景観になるのかということはシミュレーションはできるはずなんです。実際、県のほうはそういうシミュレーションを作る場合があるというふうにも聞いておりますが、今回の場合は、そういうシミュレーションを作って、例えばこういう景観になりますよということを広く市民にもやっぱり周知して、その上でまた議論するという必要なんじゃないかと思いますが、その辺のお考えはないですか。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）** 景観についても環境影響評価の予測評価項目になっておりまして、主要な眺望点におけるフォトモンタージュ、風力発電機を設置したら、こういう景観になります、設置される前と設置された後という写真を準備書には載せてございます。

説明会の中でも、景観についてはそういった説明は行われております。

**○委員（井上勝博）** もう一つ、ユーラスエナジーホールディングスが、これからまた準備書を公示するんじゃないかというふうになっているんですが、風力発電といって安定した風があるから、これだけというか、二つの企業が競合するような

ことになるのかと思うんですが、この電源開発では環境影響評価というのは、これだけやりました。

しかし、ユーラスホールディングスは、この電源開発が開発したものも含めた環境影響評価というふうになるんでしょうか。その辺をお尋ねします。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）** ユーラスエナジーにつきましては、今、準備書の作成を進めているということで聞いております。

確かに経済産業大臣からの意見でも、近隣に設置される場合は累積的な影響を評価することというふうになっております。

ユーラスエナジーは後から出しますので、電源開発の配置地というのは、もう十分分かりますので、それを踏まえて累積的な影響を評価してくるようになるかと思うんですが、紫尾山系の尾根の場所というのは、やはり限られておりまして、電源開発が設置する場所以外でユーラスが設置をするということではなくて、それぞれが計画を立てております。要は取り合いのような状況ではございません。

尾根はやっぱり限られておりまして、1基ごとの距離というのもある程度離さないと、風が乱れて思ったように発電ができませんので、限られた場所でどれだけ建てられるかという本数は、もちろん限られておりますので、今後は、やはりそこは調整がなされていくべきことと思います。

ですから、電源開発が建てている全てに対して、ユーラスが累積的な評価をしてくるとは考えにくいところでございます。

**○委員（福田俊一郎）** 1件だけお聞かせください。

この環境アセスの手続フロー図を見ますと、県知事とそして関係自治体の長と照会をしながら意見を出して、今回、こうして準備書の作成に至ったようであります。

また、先ほどの答弁の中で、今回、36基の風力発電所が整備されるという中で、本市は5基から6基ということでしたけれども、最も大きい阿久根市が4割程度と、大体14基から15基ということになります。

で、今回は私どものこの議会に陳情が出ておりますけれども、阿久根市、出水市、そしてさつま町、関係自治体はこういったところでありますけ

れども、こちらへの陳情の状況等はどうかっているのか、お伺いしたいと思います。

○環境課長（上口敬子）申し訳ございませんが、それは私たちの事務分掌下でございませんので、把握していないところです。

○委員（落口久光）これも事前にちょっと調べたので、先ほどから、森林の環境でしか生きられないという記載の中で、生きられない理由が幾つかある中で、餌となる小動物がいなくなるとやっぱり生息が非常に難しいと。

プラス、自然環境がちょっと荒れてくると生きられないとかというようなのもあっているのを見たんですけど、あまり荒れ放題の山といったらちょっと表現が悪いですけど、になってもちょっとだめなのかという気もして、今回、この仮にこうというのが設置されるときに、柳山もですけど、結構林道とかが整備されて、逆に森林保全とか、そっちのほうのやつがやりやすくなるんだったら、ええなとか思いながらもちょっと見ていたんですけども。

仮にそうなったときに、いや、ここは風力のための道路だから通れないとかいうふうにはならないと思うんですけど、その辺の地域への協力とか、そういうものとかも考えていただいているところなのかなという気がするんですけど、やっぱりそういう会話とかされたりとかしますか。

○環境課長（上口敬子）環境課においては、事業者とそのような会話というのはないところでございます。

○課長代理（原 暢幸）通常、森林保全というと、林道が通って、その枝となる作業道等がきちんと整備されて、植林の山であれば適正間伐がなされるということが森林育成と、あと二酸化炭素の吸収・固定源になりますので、そういう適正間伐が行われることが望ましいというふうには考えております。

で、そういう新しく改変される道路等がもしあるとすれば、そういう利用等ができるのであれば、そういうふうに保全も図られるようになりますけれども、ただ事業者の考え方ですので、そこはまだこちらのほうで把握していないというところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）それでは、ここで質疑を一時中止し、委員間の自由討議を行います。

自由討議としたい論点、またはその他御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）これだけの大規模な風力発電ということについては、私は原発反対で再生可能エネルギーをというふうに主張しているものがありますけれども、ただ、その環境を破壊することについては、やはり考えなきゃいけない、考慮しなくちゃいけないというふうに思います。

その点で、今出された問題点で、私はその累積的な影響というのがどうなるのかという問題です。二つの会社で競合するような形で、それがきちんと環境影響評価に反映しているのかどうかということは、きちんと確かめる必要があるんじゃないかということや、それから地質調査がされていないという問題、それから犬井議員もおっしゃったように、イノシシ、鹿の被害などが増えていくのではないかとということとか、それからクマタカの生息環境についての影響がおおむね回避できるという、非常に抽象的な表現になっているということなどがありますので、幾つかテーマを絞って、十分な調査が必要なんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員（瀬尾和敬）ここで調査するとなると、もう何十年もかかってしまいます。例えば環境課で調査しなさいと言っても、もう何十年もかかるようなことになります。

私は、実は、この準備書というものの一部と、要約版というのをちょっと見させてもらったんですけど、準備書の段階においてはなかなかいいことが、心配されるようなこと、ただ、その鳥獣被害のことはさすがに出ていませんでした。ただ、ほかの鳥類、それから動植物の多くのことについて被害がないような、環境をしっかりと守るというようなことが書かれております。

だから、私としては、有害鳥獣まではちょっと発見できなかったんですけど、多くのことはチェックはしたんですが、そこまではちょっと分かりませんでしたけど、そこがちょっと引かかるぐらいで、あとはいい準備書ができていたと思っています。

あとは、クマタカの餌になる動物を保護するために、ライトアップもやめるとか。ライトアップ

をすることによって虫が集まって死んでしまうと。だから、そういうのをやらないようにするとか、本当に細々とクマタカについても書かれておりましたし、何か相当練っているなと思う準備書でありました。

1から10まで読むには2,000ページぐらいありましたので、とてもじゃなかったですけど、ただ、目次を見て、こうとかやってみました、私は、そういう思いで今日はここに臨んできたつもりでした。

**○委員（下園政喜）**湯田西方というところに私は住んでいるんですが、うちの山を含め紫尾林道の付近の山も今度高速ができるんですけれども、わずか水引から西方までの高速9.6キロメートルに対して、地主が960人ぐらいおるんですが、半分以上が亡くなって分からないと。地主も分からん、境界も分からない、山が荒れているときに、私はこういうのを、さっき林道がと言われましたけども、昔は枝打ち林道とかいって補助ももらってまで道を山に入れよったんですけれども、それもなされない。もう山が荒れて荒れてどうしようもないときに、この道が入るということは救いじゃないかと逆に思っております。

鳥獣被害を言われましたけれども、今、高齢化して、その狩りをする人たちもなかなか車で行けないんですが、こういうのができることによって、逆にそういうのを取るためにも道ができて、その道を、先ほど言われましたけれども、そのための道じゃなくして、一般に使っていいとなれば、絶対僕はこれは開けていくんじゃないかと思っております。

それとまた、国の施策でCO<sub>2</sub>を2050年にはゼロに抑えとなれば、そして原発をとめるという人もおるのであれば、なおこれはいい話じゃないかなと、私は個人的には思っています。

**○委員（犬井美香）**その国の施策という意味では、ちょっと昨日の新聞だったと思うんですけど、洋上風力発電のほうに重きを置くというような新聞記事だったんですが、そのあたりは頭の中には入れなくてもいい問題でしょうか。

**○委員（落口久光）**多分、私も国じゃないんで分からないですけど、これはまた漁業権とか、いろんながあるので、今回の件とはちょっと分けてやったほうがいいのかなと。それはそれ、これ

はこれの話だとは思うんですけど。

**○委員（犬井美香）**ここにもちょっとできてしまってからではと書いてあるんですけど、どちらにしても多分、その漁業権も含め、きっと環境への影響というのは必ず討論されることだとは思いますが、国は原発の何十基分というようなものを2040年度ぐらいまでに、その洋上風力を建てていってというようなことをたしか書いてあったと思うので、そういう動きも少し踏まえつつこの問題は考えていってもいいのかな。まだまだ先のことはあるんですけど、やっぱりできてからでは、もう後戻りというのは絶対できない。原発もそれは同じことなんですけど、できないとは思っているので、ちょっとここは慎重に考えていってもいいのかなというふうに、個人的には思いました。

**○委員（落口久光）**先ほど、鳥獣被害の話をされて、これは私なんかが決めることではないのですが、先ほど、1基当たり1.1億円、年間の固定資産税が入るということで、5億円から6億円新たな財源が出てくると。

で、もう皆さん御存じのとおり、鳥獣被害というのはなかなか手が回らない。年間やっても、予算もそんなにたくさんつけられるわけではないです。ある意味、これを初期の段階でぱっと電柵なり何なりやって、そういう被害が出ないようにしていくことを、数年後になるんでしょうけど、そのときに議会はちゃんと行政のほうにも言って、今までできなかったのをこれでやってくださいというようなのをやるのも一つの手かなという気もするんですけど。

あとは、下園委員も言われた、政府は2050年に実質CO<sub>2</sub>ゼロにというふうなことに対しては、洋上だろうが、地上だろうが、再生可能エネルギーを増やしていかざるを得ないという事実がありますので、そういった意味では、そういうのはやっていかないといけない我々の課題でもありますので、あとは、どこまで自然と共存できるかというところの部分は、注視はしないと。いけないと。

ただ、そこについてはやっぱり肯定的に見ていかないと、先に進まないのではないかなと私は思います。

**○委員（瀬尾和敬）**電源開発株式会社というのはどういうところなのかと、ざっと調べてみたん



ですけど、水力、風力、火力を主にやって、今、大間原発にも着手しているということなんです、特に火力が強いところで、石炭を使った火力発電など、これらの方向転換を国が温室ガスを削減しようということになって、国とのそういう政策にもタイアップしたような、そういう大手の電機の販売会社なので、相当本腰を入れて取り組んでくれるんじゃないかなという、私はそういう気がしているんです。

今からが、またこの計画段階になってからが当たり前のことになってくるんでしょうけど、現段階の準備書段階においては相当な迫力を感じますし、やる気があるんだなと。将来、井上委員は再生可能エネルギーをととても推奨する方ですので、今回も、だからそうやって、大同小異ですよ。まづいこともあるかもしれないけど、やっぱり将来に向けてこれはいい施設なんだなと、そう思っておられることだろうと思いますけど。

○委員（井上勝博）いや、全くの間違いで、私はあくまでも再生可能エネルギーと言った場合は、環境を破壊しないという、やっぱりそういうものということを考えていかなくちゃいけない。将来的には、蓄電技術というのが発達してくれば、それぞれの家庭で太陽光や風力などで発電し、それを蓄電してというそういう未来図というのは、私は近いと思うんです。

だから、これだけのこの大型の風力発電で、長い電源ケーブルを使って遠距離まで送電するというのはロスもあるわけで、これが本当に未来の姿なのかなというのは感じているところで、やっぱりこの世界的な新型コロナの蔓延というその根本的には環境破壊と、人間が入ってはいけないような場所にどんどん入って行って環境が破壊され、そして、そこで未知のウイルスとの遭遇があったというふうに主張している学者というののもちゃんというんです。

だから、私は環境を守っていく、環境と共存していくというそういう道を今、選んでいかなくちゃいけないということで、クマタカはいなくなってしまう、もう帰ってこないということも考えられるわけでありまして、私は、こういう大型の風力発電というのは、ちょっと私たちの未来に禍根を残さないような選択をすべきなんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）それでは自由討議を終わり、ここで質疑に戻します。

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）それでは、質疑を終了いたしますが、本陳情の取扱いはいかがいしましょうか。

○委員（落口久光）採決をお願いします。

○委員（井上勝博）継続を提案します。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（帯田裕達）傍聴者からの発言は認めていませんのでお静かにお願いします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（帯田裕達）発言を認めておりませんので、傍聴者の方は発言を慎んでください。

ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立少数であります。よって、本陳情を継続審査にすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（落口久光）先ほどもいろいろと議論させていただきましたが、森林保全用の林道とか、そういうのが確保できる可能性が高いということと、いろんなところに財源を利用して市民サービスできるだろうということ、また、一番のところは、まだ一番多く設置する自治体の意見も尊重すべきかなというところもありますので、総合的なところを見た場合には、この件はそのまま進めていくべきだろうと思いますので、私のほうは、これは反対したいと思います。

○委員長（帯田裕達）次に、本陳情の賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）先ほども申しましたが

も、再生可能エネルギーの普及については、私も賛成なんです。ただ、こういう大型の風力発電となると大規模な工事になり、また、環境へ様々な影響のおそれがあります。そして、紫尾山系には貴重なクマタカも生息しているということから、慎重にならなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

今、新型コロナウイルスによって世界的に亡くなっていく方々がいらっしゃる、その根源にやはり人間の自然環境の破壊というのがあると。これは通説になっております。本当ですよ。私たちは、そういう意味では自然環境の健康と一緒に、この人類の共存ということを考えていかなきゃいけないという、私はそういう教訓をそこから導き出すという点では、豊かな自然を壊すわけにはいかないということで、陳情者が心配されていらっしゃる陳情に賛成いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

○委員（瀬尾和敬）陳情7号の2に反対いたします。

私の見た限りにおきますと、環境影響評価準備書及びその要約版によると、クマタカのみならず、鳥類、昆虫類、ほ乳類などの環境保護にも及んでおりました。

また、環境影響評価準備書は、経済産業大臣の勧告、鹿児島県知事の経済産業大臣への意見書に基づいており、さらに、風力発電の過去の事例を参考にされて、自然環境への配慮は十分に行き届いております。

超低周波音、騒音等についても回避、低減するように調査・作成されております。

いずれにしても、自然環境に十分に配慮した風車にするという、そういう意気込みが感じられましたので、私はこの陳情7号の2に反対いたします。委員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論は終結したと認め

ます。

これより起立により採決を行います。

本陳情について趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立少数であります。よって、本陳情は不採択すべきものと決定しました。

以上で、陳情第7号の2の審査を終わります。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（溝上一樹）保護猫・野良猫の件で、市民の方が相談等あると思うんですけど、そういうときは環境課に相談すればいいんでしょうか。

○環境課長（上口敬子）飼い主のいない猫に関する御相談あるいは苦情というものはよくございます。

猫の飼い方指導ということに関しましては、保健所の業務になっておりますので、保健所のほうに御紹介をしたり、あるいは、特に飼い主のいない猫の場合は、無責任な餌やり行為ということでの苦情も多いです。それとも保健所のほうへの御指導をお願いしているところです。

そのほか、ふん尿等の迷惑行為につきましては、啓発用看板のほうを環境課のほうで作成しておりますので、自治会等の了解を得ながら啓発看板の設置を行って、周知等をしているところです。

○委員（溝上一樹）今、基本的に野良猫・保護猫、人になれていて多分飼い猫か野良猫か分からないんですけど、保護された猫に対しては環境課のほうに御相談してもよろしいんですか。保護猫ですね。

○環境課長（上口敬子）保護猫という表現もなさったんですけども、保護猫、おっしゃるような野良猫に関して全て指導につきましては、保健所のほうへお願いしております。

○委員（溝上一樹）薩摩川内市でこの野良猫・保護猫の件で、結構地域でのトラブルが、先ほどもおっしゃったとおりすごい多いと思うんです。

甌島も甌大橋がつながって観光客が多くなって、車にひかれている猫が結構多くて、その辺の対策とか、今、保健所のほうに御紹介されるということだったんですけど、その保健所のほうの役割、仕事内容というのは、どういうことをされているんですか。

**○環境課長（上口敬子）** 保健所のほうの業務ということなんですけれども、先ほど言いましたように、飼い方指導ということになります。

動物愛護法という法律がございますので、それにのっとって、例えば虐待であったりとか、遺棄であったりということも犯罪になりますので、そういったことも含めて保健所のほうで対応していただいております。

**○委員（溝上一樹）** 保健所を紹介していただけるということで、飼い方指導などの業務が保健所で行われている。その飼い方指導に対しての問合せだったり、御相談だったら、それでいいとは思いますが、いろいろな内容での御相談があると思うんです。それを一般的に保健所についておっしゃっている感じだと、ちょっと丸投げ感をすごい感じるんですけど、その保健所であっても、いろんな業務をやられていると思うんです。その辺の説明もちゃんと相談された方に対してされているのかなというところを教えてください。

**○環境課長（上口敬子）** 環境課のほうに、市のほうに市民の皆様から御相談があったときには、まず、どういったことで困っていらっしゃるのかというのをお聞きした上で、私どもでできる業務は私どもでいたしますし、それぞれの担当のほうへ回すべきときには、飼い方指導をしないといけないというときには、さっき言ったように保健所のほうで指導ができるので、具体的にどういった場所で、どういった方がやっているんですかという情報を教えてあげてくださいということで、お話をしています。

**○委員（溝上一樹）** では、今までのその環境課でできる範囲での対応、対処実績があると思われるんですけど、ちょっと教えていただけますか。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）** 相談事としましては、やはり地域に野良猫が多いということであったり、餌をやるだけの人がいる。それとか、ふんに困っているとか、いろんな相談内容があります。

で、やはり私たちが一番最初に、皆さん市民の方は電話をしてこられたり、窓口へ来られたりしますので、お話はちゃんと伺います。その上で、役割分担がありますので、県のほうの業務については県のほうを御紹介、市のほうで対応できることということとちょっともう限られてくるので、動物愛護業務は基本的に県の所管業務となっている関係上、周知啓発のほうは市役所のほうで行うこともあります。

野良猫の発端というのは、やはりもともと飼い猫が子どもが産まれて捨てたりとか、そういったところが発端ですので、動物の遺棄は犯罪ですので、そういったところの周知も図りながら、捨てたら犯罪です。ですから、保健所とか警察に御相談くださいとか、そういった御紹介はしながら対応しているところです。

**○委員（溝上一樹）** 今現在、行政、市、県関係なしに、個人の方々にさくらねこのボランティア活動をされていたり、動物病院のほうが無償で保護された猫を治療したり、いろいろと頑張っておられる現状があります。

それに対して、薩摩川内市がいろいろなしがらみの中で県に、保健所にというのは分かるんですけど、何か薩摩川内市の対応、対策、前まで少なからず何かの対策の案なんかも上がっていると思うんですけど、今後、そういう計画の案というか、はないでしょうか。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）** 平成30年度に野良猫対策検討協議会というのを開催しております。これは地区の獣医師会、それと動物愛護関係者、行政——行政はもちろん市も保健所も、それと公園を管理する部署であったり、そういったところも含めて検討協議会を開催しております。

その中で、猫の適正飼養ガイドラインというのは策定できたんですけども、あと、地域猫活動についても、もちろん協議を行いました。ですけど、これはやはり市だけが率先して言うてもできないことでして、もちろん獣医師会、動物病院の協力も必要です。

何よりも猫を保護して手術に持って行ってくださるのは、動物愛護団体の方々です。そういった方々との信頼関係を築きながら事業を実施しようとしたんですが、結局、そこはできずに終わって

おります。

今もできなかった状態のままで、今は何もできないといえますか、次のステップには確かに進んでいないところです。

**○委員（溝上一樹）** 僕も実際猫は飼っていないんですけど、猫を拾う機会がありまして、そのまま放置すると車にひかれるような子猫だったんですけど、実際、動物病院に連れて行って、3万円から4万円払いました。僕、たまたまお金を持っていたんですけど、そういう命、発電所の件もなんですけど、最終的に救済できないような動物の命の問題がこれからも出てくると思うんです。

それに対して何かしらすぐ対応できるようなシステムを考えておかないといけないと思うんですけど、この野良猫・保護猫に関しては、もう大分前から多分御相談があったと思うんですけど、これ御要望ですが、今後そういう市民からの相談とかに対して明確な答えが出せるように、マニュアルというか、助成制度までつくってくださいとは言いませんけど、僕も1回相談窓口へ行ったんですけど、うちは何もやっていません。保健所にとだけだったんで、どこまで薩摩川内市が管理していて、その先を保健所が管理するかというような説明までされると、保護された方とか、相談された市民の方にすごい伝わると思います。命の問題なんで。

**○市民福祉部長（小柳津賢一）** ちょっと担当も含めて御説明が不十分だった点もあるかもしれませんが、課長以下担当が申し上げたかったのは、取りあえず委員がおっしゃったその野良猫・保護猫、そういった件で御相談があったときは、取りあえず1回、環境課で全てお話をお伺いしますと。それは全てお伺いします。

ただ、先ほどから申し上げているとおり、その保護猫・野良猫の処分等に絡んでくるような場合、あるいは、そのふん尿のトラブルを含めてなんですけど、動物愛護法という法律がありまして、その法律上、県のほうに、保健所のほうに権限が与える事項について私どもがすることは越権行為になってしまって、違法行為になってしまうからできない部分があるわけです。

そこは、お話を伺った上で、どうしても市として手が出せないという部分については、保健所の

ほうに連絡を取って、保健所のほうに御紹介をしているというのを多分御説明したかったんだと思うんですけど、そこがうまく伝わらなかったと思いますので、ただ、そういう保健所も含めて、動物愛護団体も含めて、関係機関は連携を十分にとって、いろんな相談に対して、各機関が一体となって柔軟に対応できるような仕組みというのは今後も、今の時点でもやっているつもりだと申し上げたんだと思うんです。なんですが、これからもより一層緊密に連携して対応していくつもりですので、そこは御了解いただきたいと思います。

**○委員（溝上一樹）** 御答弁ありがとうございます。

観点がちょっと違うんで再度、保護して、薩摩川内市に面倒を見てくださいますじゃなくて、拾った時点で、多分市民の皆様は自分が飼う覚悟で御相談されていると思うんです。

それに対しての対策というか、相談。拾った猫を薩摩川内市にどうにかしてくださいという動物に対してのことじゃなくて。

**○市民福祉部長（小柳津賢一）** 私もそこも含めて申し上げたつもりです。

取りあえず、まず市役所のほうに御一報いただいて、お話を伺ってから、県なり何なりときちんと連携を取って対応をさせていただく体制を、今までもやってきたつもりだと思うんですが、今後さらに、それがもうちょっと分かりやすくなるように努めていきたいと思います。

**○委員（溝上一樹）** すみません、最後に。

本当、甕島でも川内でもそういう野良猫とか、保護猫の問題はすごいあると思うので、市民の皆様のやさしい気持ちを無駄にしないような対策、政策、補助制度等を多少でも考えていただければ助かると思いますので、よろしく願いいたします。要望でした。

**○委員長（帯田裕達）** これからも引き続き、丁寧な対応をお願いいたします。

**○委員（犬井美香）** すみません、1点だけ。

今朝、水道管理課のほうにちょっとお尋ねしたところ、水質管理のほうは環境課のほうだということでしたので、ちょっと確認をさせてください。

未水道地域の水質管理というのは、頻度的にどのぐらいの割合で、どのような方法でやっているかというのをお聞かせください。

**○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）**

飲用井戸に関して、環境課の所管となっております。

井戸の所有はやはり個人になりますので、水質検査自体は個人の責任で、個人の費用で行っていただくことになるんですが、市としましては、飲用井戸の衛生対策要領というのを定めておりまして、その中で、年に1回は水質検査を受けましょうということでお薦めしております。

この件に関しては、毎年8月の広報紙のお知らせ記事のところに掲載しているところです。

**○委員（犬井美香）** 個人に任せるといのは分かりました。

ただ、ちょっと案件として、小さなお子さんを持っている御家族の方が、大腸菌が出たということでちょっとおなかを下したという事例が実際にありました。

本当に命まで関わることにはならなかったのですが、よかったんですけれども、その8月1回の広報だけで周知ができたということではなくて、やはり大事なライフライン、毎日、飲み水であったりとかというところがあると思うので、指導ということであれば、もう少し細やかに伝えていただけると、そういうおなかを下す事例というものもなくなっていくのかなというふうには思いますので、今後はよろしく願いいたします。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開はおおむね15時10分といたします。

~~~~~

午後2時55分休憩

~~~~~

午後3時08分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査に入ります前に、平原対策監より発言を求められておりますので、どうぞ発言してください。

○医療福祉対策監（平原一洋） 午前中の市民健康課のところで、インフルエンザの接種率につ

きまして、すみません、大雑把な説明になってしまいましたので、数字が出てきましたので報告をさせていただきたいと思います。

まず、11月末現在でございますけれども、高校生以下中学校、小学校それから未就学児が合わせて1万682名で、接種率は40.6%でございます。

あと、65歳以上等の高齢者につきましては、2万274名で、67.4%、全体で3万956人で、54.9%でございました。

高校生以下につきましては、昨年とほぼ同じような率でございましたけれども、やはり65歳以上の高齢者の方のところが、昨年は57%でしたけれども、今年は67%ということで、やはり若干高齢者のほうがインフルエンザのほうの接種をしているというような状況でございました。

△保険年金課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第153号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達） まず、議案第153号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一） 議案つづり、その2、153—1ページをお開きください。

なお、議案に関連いたしまして議会資料を提出してございますので、そちらのほうで御説明いたします。

総務部議会資料の3ページをお願いいたします。

まず、（1）改正の概要でございますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しによりまして、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除に10万円振り替えされることに伴いまして、国民健康保険税の所得割額及び軽減判定所得に不利益が生じないようにするものでございます。

具体的には、中段を御覧ください。（2）軽減判定所得の部分で、上に現行、下に改正後の判定基準を記載しております。

国民健康保険税の基礎控除相当分の基準額を、

33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、軽減制度におきましては、現行制度に加えまして、被保険者のうち、一定の給与所得者及び公的年金等の支給を受ける者の合計数から、1を減じた数に10万円を乗じて得た金額により判定するとしたこととございます。

(2)の施行期日等につきましては、令和3年4月1日から施行され、令和3年度の国民健康保険税から適用されます。

なお、この一部改正による国民健康保険税額につきましては、先ほど述べましたとおり、給与所得者及び公的年金等の支給を受ける者につきまして、所得割額及び軽減判定所得に不利益が生じないように改正するものでございまして、前年から、給与あるいは公的年金等収入に変化がない場合には、国民健康保険税額には影響はございません。

なお、給与収入850万円を超える方、年金収入1,000万円を超える方につきましては、控除の上限額が引き下げられたため、増額となりますけれども、現在のところ、本市の被保険者の方には該当する方はおられません。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、まず歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書、58ページをお開きください。

保険年金課分は、下段の5目からになります。

4款1項5目国民健康保険対策費につきましては、マイナンバーに含まれます個人情報を含む各種申請書類等のより適切な管理の徹底を図るため、鍵付き棚を購入する経費を増額しております。

次に、59ページをお開きください。

同款同項7目後期高齢者医療対策費につきましては、平成30年度税制改正におきます所得課税情報項目の追加等について、令和3年度賦課業務への対応を図るため、MCWE L後期高齢者医療保険料システムの改修委託を、また、令和元年度後期高齢者医療広域連合市町村療養給付金負担金確定に伴います精算返納金をそれぞれ増額しているところでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、お戻りいただきまして28ページをお開きください。

15款2項3目衛生費補助金の保険年金課分は、1節保険衛生費補助金でございますが、これは歳出で御説明いたしましたMCWE L後期高齢者医療保険料システム改修に係る事業経費分について、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金において補助される予定のため、歳出と同額を計上したものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第249号 令和2年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第249号令和2年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、同じく歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の167ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては、平成

30年度税制改正におきます所得課税情報への項目の追加等につきまして、令和3年度賦課業務への対応を図るため、基幹システム、いわゆるA c c r o c i t y の改修経費を増額をしているものでございます。

次に、168ページをお開きください。

2款4項1目一般被保険者移送費につきましては、事業実績見込みにより増額をしております。

次に、169ページを御覧ください。

8款1項1目特定健診保健指導事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、特定健診に係ります集団健診を中止したことにより、集団健診時の受付業務に係ります会計年度任用職員報酬や、特定健診結果報告会の開催回数の減によりまして、報償費等が不用になったことに伴い減額をしております。

次に、170ページをお開きください。

8款2項4目医療費適正化特別対策事業費につきましては、同じく新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、食生活改善推進員が実施いたします栄養教室の事業縮小等により、報償費や需用費等が不用になったことに伴い、減額をするものでございます。

次に、8款2項9目早期介入保健指導事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、生活習慣病予防講座の中止や、早期介入保健指導事業の開催回数の減により、報償費等が不用となったことに伴い減額をするものでございます。

次に、171ページを御覧ください。

9款1項1目国民健康保険基金積立金につきましては、令和元年度繰越金確定に伴い増額をするものでございます。

次に、172ページをお開きください。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、新型コロナウイルス感染症におきます国民健康保険税の減免による還付金及び国民健康保険の資格喪失による過誤還付金のそれぞれの実績見込みによりまして、増額をするものでございます。

それでは、前にお戻りいただきまして、162ページをお開きください。

引き続き、歳入について御説明いたしますが、

国民健康保険税関係からになりますので、先に税務課より説明を行った後に、保険年金課の分は説明をさせていただきます。

○税務課長（佐多誠一） 1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、死亡または重篤な傷病を負った世帯や主たる生計維持者の収入が減収した世帯に係る国民健康保険税の減免措置が講じられましたが、この減免措置に伴う減額でございます。

○保険年金課長（山元 茂） では、続きまして163ページを御覧ください。

3款2項9目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症により現年度分の国民健康保険税の減免分に対して、国が財政支援対策として、減免総額の10分の6を補填するもので、このことに伴い新たに計上するものでございます。

次に、164ページをお開きください。

6款2項1目保険給付費等交付金において、1節の普通交付金分につきましては、保険給付に要する費用を県が全額負担するもので、歳出で御説明いたしました一般被保険者移送費の増額に伴い増額を計上し、2節の特別交付金分では、新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免分に対して、県が財政支援対策といたしまして、減額総額のうち現年度分を10分の4、過年度分を10分の10補填することに伴い増額を、また、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症に伴い特定健康保険指導事業費及び医療費適正化特別対策事業費並びに早期介入保健指導事業費のそれぞれの事業縮小を行ったことによる減額を相殺した金額を計上いたしております。

次に、165ページを御覧ください。

10款1項2目繰越金につきましては、令和元年度決算の繰越しの確定に伴い増額をするものでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） コロナの関係の減免でしたが、件数、世帯数とか、何人なのかとか、そういうのも教えていただけますでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂） これは9月23日現在の数値で申し上げさせていただきます。

減免総数は217件でございまして、そのうち免除件数が185件、減免対象件数といたしまして、総世帯で32件になりますけれども、その内訳といたしまして、2割軽減が2件、4割軽減が1件、6割軽減が8件、8割軽減が21件となっているところでございます。

○委員（井上勝博）国保税の減収分がコロナの特別の減免制度がありましたが、そのことなんですけど、それが何世帯、何人分の減免なのかということが知りたいんですけど。先ほど、税務課のほうでそういう説明をされた。今言われたのはそれですか。

○保険年金課長（山元 茂）はい。

○委員（井上勝博）分かりました。後でまた。

それと、資格証と短期証の交付件数が最近ちょっとデータが出ていないんですけど、今現在の状況を教えてください。

○保険年金課長（山元 茂）これは12月1日現在の数字で申し上げます。

短期証の発行人数が893人、世帯数で申し上げますと643世帯でございまして。

○委員（井上勝博）ごめんなさい。早かったものですから、ちょっと聞き取れなかったんですけど。資格証の世帯数と何人というのと、短期証の世帯数と何人と、ちょっとそういう分け方でお願いします。

○保険年金課長（山元 茂）申し訳ございません。では、ゆっくりと御説明いたします。

短期証の国保の発行世帯は643世帯です。それと資格証の発行世帯が69世帯でございまして。

○委員（井上勝博）これだけコロナの感染者が出てくる中で、発熱した方が医療費が心配で行かないと。資格証の場合というのは、もう全額自己負担になりますから、そういったので行かないというようなことが起こり得るのではないかなと思うんですけど、この感染が広がっている状況の下で、そういう方が出ないように、例えば一時的にでもいいから、資格証、短期証の人たちには積極的に医師にかかるとか、そういうふうには何かの措置というのが取ることができないのかということなんですけど。

○保険年金課長（山元 茂）ただいまの井上委員の御質問の内容、短期証と資格証をそのコロナに合わせて何とかできないかということなんですけど、

けれども、結論を申し上げますと、今のその納税状況に応じて資格証、短期証を発行しておるわけですが、コロナ禍において、その短期証であるから、資格証であるから病院が受けられないというふうな認識を私は持っておりません。

○委員（井上勝博）資格証であると、やっぱり医療費を心配されると思うんです。発熱の場合は行政検査でやってくれるというふうにはなっていると聞いているんですが、ただ、心配するのは、そういうのがちゃんと周知されているかどうかということなんですけど。

だから、お金がかかるから医者に行けないという人が、資格証などの方は滞納があるために資格証になってしまった。だから、お金に困っている人たちが多いと思うんです。そういう人たちが医者にかかると思ったときに、発熱の場合はPCR検査で行政検査をしてくれるんですよという、そういうことについては周知ができていますのかどうかなんです。

○保険年金課長（山元 茂）周知の関係によりましては、その資格者、短期者という限定ではなくて、減免のこと等も含めまして、広報紙等でもやっております。

あと、その資格証と短期証の方がお金がないから行かないという考え方も一理あると思うんですけれども、それは一般の保険を持っていらない方についても、やっぱり自己負担が発生するわけですから、そういう意味では資格証と短期証を持っている方とそこで分けるというのは、なかなか線引きは難しいところであると思います。

○市民福祉部長（小柳津賢一）私のほうから若干補足を。

その国保云々ということではないんですけど、11月からコロナの関係で、いわゆる発熱の症状を呈する方々について、まず保健所に電話する体制から、かかりつけ医なんかに電話してくださいと。かかりつけ医がない方については、保健所に相談してくださいというのが、診療検査医療機関というふうな体制になったんですけど、それは11月1日からなっています。

本会議でも御質問があったので、医療福祉対策監のほうから答弁をしたところなんですけど、その周知は11月10日号の広報でもいたしましたし、今月10日号の広報でもしたところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第252号 令和2年度薩摩川内市
後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第252号
令和2年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会
計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）同じく歳出から
御説明いたします。

予算に関する説明書の216ページをお開きく
ださい。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に
つきましては、被保険者から徴収した後期高齢者
の保険料を広域連合に負担金として納めるもので
ございますけれども、本賦課による徴収実績見込
みより増額をいたしております。

次に、217ページをお開きください。

3款1項1目健康保持増進事業費につきまして
は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
に基づきます一体的実施推進事業において、パソ
コンの購入等における入札執行残等を減額したも
のでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますの
で、前にお戻りいただきまして、213ページを
お開きください。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、
本賦課による徴収実績見込みにより増額いたして
おります。

同款同項2目普通徴収保険料につきましては、

本賦課による実績見込みによりまして、現年度分、
滞納繰越分それぞれを減額いたしているところで
ございます。

次に、214ページを御覧ください。

5款1項1目繰越金につきましては、令和元年
度決算に伴います繰越金の確定を増額したもので
ございます。

続いて、215ページをお開きください。

6款5項5目雑入については、鹿児島県後期高
齢者医療広域連合が補助いたします後期高齢者医
療特別対策補助金において、歳出で御説明いたし
ました一体的実施推進事業の減額補正分と同額を
減額しております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を
行います。

当局から報告事項はありませんので、これより
所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、高齢・介護福祉
課の審査に入ります。

△議案第203号 榑脇もくもくふれあい館の指定管理者に指定について

○委員長（帯田裕達） まず、議案第203号 榑脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 議会資料の35ページをお開きください。

1、指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりで、指定管理者に行わせる主な業務は、ゲートボール場の管理・運営でございます。

3、指定管理候補者でありますが、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要及び同候補者が示した事業計画の概要は、35ページから37ページに記載してあるとおりでございます。

次に、資料の37ページを御覧ください。

5、選定経過の概要であります。

選定委員会は、本年8月5日に開催をいたしました。

市民福祉部長を委員長として、内部委員3名、外部委員3名の計6名により、候補者のヒアリングを含め審査を行った後に採点した結果、めくっていただきまして、39ページにありますとおり、配点600点に対し457点で、得点率76.2%でございました。

当該指定管理候補者は、これまでも施設の設置目的を十分理解し、適切に管理したこと、また、今回の選定委員会の審査結果を踏まえて、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定をいたしました。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） 次に、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） まず、歳出について御説明いたしますので、第12回補正予算書の52ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費につきましては、右側、説明欄記載の老人福祉管理運営費では、人事異動等に伴う共済費の調整及びはり、きゅう、マッサージ等施術料助成に係る扶助費の増額となります。

老人福祉施設管理費につきましては、指定管理施設選定に係る報償費と旅費の減額、高齢者生活支援事業費では、緊急通報装置新規購入に係る備品購入費の増額となります。

3款2項3目介護保険対策費については、右側、説明欄記載の介護保険対策費は、職員手当等及び共済費は人事異動に伴う調整で、報償費、普通旅費、消耗品費、通信運搬費につきましては、実施予定でありました離島等サービス確保対策事業を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかったことによる減額、国庫支出金等精算返納金では、低所得者保険料軽減負担分の国庫分に係る償還金、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、後ほど御説明いたしますが、介護保険事業特別会計の補正に係る財源調整となります。

地域介護・福祉空間整備事業費は、令和元年度の施設整備に係る返納金及び消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書によります返納金でございます。

地域介護基盤整備事業費につきましては、国の令和2年度補正予算において、介護施設等において新型コロナウイルス感染拡大防止のための簡易陰圧装置の設置に係る補助が創設され、要望する事業所等を募ったところ、3施設から要望があり、補正計上しております。

ただ、この簡易陰圧装置に係る補助内示が、補正予算の議案作成後に県の通知がございまして、

1 施設 ― グループホームでありますけれども、
2 ユニット、18 室全てに陰圧装置設置を要望されましたけれども、補助内示では、定員の半分、つまり 9 室分しか認められませんでした。

要望を行った事業所に確認したところ、県の内示内容での 9 室分の設置を希望されております。

今回、補正要求をさせていただきましたけれども、県の内示額が決定したことに伴い、3 月議会におきまして、この補助金の減額補正をお願いする予定としておりますので、御承知おきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、53 ページをお開きください。

3 款 2 項 5 目特別養護老人ホーム費については、右側、説明欄に記載の特別養護老人ホーム管理費につきまして、修繕料は、特別養護老人ホーム鹿島園の温水ボイラーと修繕等に係る増額、工事請負費につきましては、特別養護老人ホーム甌島敬老園のエレベーターにつきまして、部品供給が本年 12 月までとなっており、それ以降に故障した場合に使用ができなくなるおそれがあるため、改修を行うものであります。

3 款 2 項 6 目介護認定審査費につきましては、右側、説明欄に記載の介護認定審査費の備品購入費は、最近、マイナンバーが含まれる個人情報の徹底管理につきまして、近隣市町に対し、国から指導がなされており、本市では、今後、特に部内において取扱いが増大することが予想されるため、鍵付きの棚を購入するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、28 ページにお戻りください。

1 5 款 2 項 2 目民生費補助金 2 節老人福祉費補助金は、当初の要求額に対し、内示額が減額されたことに伴う減額でございます。

次に、29 ページを御覧ください。

1 6 款 1 項 1 目民生費負担金 2 節老人福祉費負担金は、低所得者保険料軽減負担金の過年度分の追加交付によるものです。

次に、30 ページをお開きください。

1 6 款 2 項 2 目民生費補助金 6 節介護保険事業補助金は、地域介護基盤整備事業補助金では、簡易陰圧装置の設置に係る補助金で、介護保険事業補助金は、離島等サービス確保対策事業を実施できなかったことによる減額でございます。

次に、38 ページをお開きください。

2 1 款 5 項 4 目雑入 1 節雑入は、地域介護・福祉空間整備事業補助金返還金でございまして、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書によります事業者からの返納金でございます。

次に、第 2 表繰越明許費補正について御説明いたします。7 ページをお開きください。

資料の追加の 4 行目であります。先ほど歳出で御説明いたしました特別養護老人ホーム甌島敬老園のエレベーターの工事請負費につきまして、工期の関係上、年度内の完成が見込めないため、記載のとおり今回 1 件分繰越明許費を追加するものです。

次に、第 3 表債務負担行為補正について御説明いたします。12 ページをお開きください。

資料の追加の 2 行目でございます。先ほど樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定について審査していただきましたが、指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があり、記載のとおり、今回 1 件分について追加するものです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）鍵付き棚の備品の購入というのがありましたが、マイナンバーとの関係をおっしゃっていたので、ちょっと詳しく、どういうことなのかを教えてください。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）マイナンバー記載の申請書、特に介護保険の認定申請書はマイナンバーを記載するようになっております。

マイナンバーが記載された書類につきましては、鍵付きの書庫にちゃんと保管するように指示が出ておりますので、現在、その倉庫に入れているんですけど、鍵付きがないので、それを新たに購入させていただくというところでございます。

○委員（井上勝博）マイナンバーは必ず記入しなくちゃいけないとなっていますか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）特に記載は、げんげんには求めておりません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第251号 令和2年度薩摩川内市
介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第251号
令和2年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正
予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まずは、
歳出から説明させていただきますので、
200ページをお開きください。

1款1項1目居宅介護サービス給付費については、実績見込みに基づく減額、居宅介護住宅改修
につきましては、当初予想より住宅改修が増えて
いるに伴います増額補正になります。

次に、201ページを御覧ください。

1款6項1目介護予防サービス費の増額は、備
考欄に記載のとおり、要支援1・2の認定者に係
る介護予防サービス給付費等の実績見込みに基づ
く補正になります。

次に、202ページを御覧ください。

1款7項3目高額医療合算介護サービス費等の
増額も、実績見込みに基づく補正になります。

次に、203ページを御覧ください。

3款2項5目任意事業費の減額は、成年後見制
度利用促進基本計画策定に係る分でございますが、
新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、策定作
業を令和3年度に先送りしたことに伴う減額の補
正になります。

同じく、9目生活支援体制整備事業費は、各地
区コミに補助しております、まるごと支え合い事
業の実績見込みに伴う減額の補正になります。

次に、204ページを御覧ください。

3款4項1目一般介護予防事業費については、
会計年度任用職員の退職に伴うもので、後任につ
いて人選等行いましたが見つからず、減額補正を
お願いするものです。

また、委託料では、ミニデいの委託料が、新型
コロナウイルス感染拡大防止により回数が減った
ことに伴う減額補正となります。

次に、205ページを御覧ください。

6款1項2目償還金については、令和元年度分
の介護給付費確定に伴う国庫支出金等の精算返納
金になります。

続きまして、歳入について御説明させていた

きますので、193ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきまし
ては、新型コロナウイルス感染症流行により、所
得が前年度より減少した方の保険料減免に伴う減
額でございます。

次に、194ページをお開きください。

4款2項1目調整交付金は、保険料減免に伴う
調整交付金で、減免額の40%の交付金ござい
ます。

同項4目地域支援事業交付金の減額は、包括的
支援事業・任意事業及び介護予防・日常生活支援
総合事業の歳出減に伴う減額でございます。

同項5目保険者機能強化推進交付金は、本年度
の内示に伴い補正計上しており、一般介護予防事
業費に充当しております。

同項6目介護保険災害等臨時特例補助金は、先
ほど4款2項1目調整交付金で御説明いたしまし
た保険料減免分の60%の補助金となります。

同項7目介護保険保険者努力支援交付金は、令
和2年度から創設されたもので、先ほど御説明し
ました5目保険者機能強化推進交付金に追加され
る形での補助金であり、一般介護予防事業費へ充
当しております。

次に、195ページを御覧ください。

5款1項2目地域支援事業支援交付金の減額、
次の196ページの6款3項1目地域支援事業交
付金の減額及び次の197ページの9款1項1目
一般会計繰入金の減額は、ともに、歳出、地域支
援事業費の補正及び保険者機能強化推進交付金の
一般介護予防事業費への充当により、第2号被保
険者分の支払基金交付金、県支出金、市負担金の
繰入金等を負担割合に応じて減額するものでござ
います。

次に、198ページを御覧ください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金の減額
は、歳出補正及び前年度繰越金の確定に伴うもの
でございまして、次の199ページ、10款1項
1目繰越金は、前年度繰越金の確定に基づくもの
でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

○委員（井上勝博）先ほどのコロナの関係の
193ページの減額については、何世帯、何人な

のかということを教えてください。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）介護保険料の第1号被保険者は個人ごとなので、9月15日現在の32名の減額になります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、薩摩川内市高齡者福祉計画第8期介護保険事業計画について御説明いたします。

生活福祉委員会資料の3ページをお開きください。

1、計画の趣旨等につきましては、記載のとおり、第7期計画を評価・検証した上で、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えるとともに、その先の令和22年を見据え、地域包括ケアシステムを深化・発展させるとともに、地域共生社会の実現を目指すものでございます。

以下、2、計画の位置づけなどにつきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

7、今後のスケジュールであります。現在まで、計画推進委員会を3回開催し、素案を作成し、今月22日より広く市民の意見を伺うパブリックコメントを実施する予定としております。

その後、第4回推進委員会を開催し、計画の策定を行い、3月議会において御報告及び介護保険条例の改正を予定しております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今言われたこの計画について、介護保険料がどうなるかということになるわけですが、改定ごとに介護保険料が上がってきたわけですが、大体の試算というのはされていらっしゃるんですか。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）介護保険料につきましては、6期から7期のところでは値上げはしておらず、6,100円で来ております。

今回8期の部分なんですけれども、新聞報道等で御存じのとおり、介護報酬も0.7%引き上げされるという報道が出ております。施設等の整備等も含めまして、現在、金額の精査中でありまして、詳細な金額につきましては3月議会のほうで御提案させていただく予定にしております。

○委員（井上勝博）失礼しました。上げなかったということで頑張ってこられていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（福田俊一郎）今回、第7期から第8期に移るわけなんですけれども、まず、第1号被保険者の認定率についてお尋ねしたいと思います。

大体20%から19%というところで推移しておりますけれども、今回どのような見込みでいるのか。昨年度、その前ぐらいの認定率についてお示しいただきたいと思います。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）認定率につきましては、令和元年度が20.0%、令和2年の現在で19.8%の認定率になっております。

ちなみに、平成30年は19.8%でございます。

○委員（福田俊一郎）今後の第8期介護保険事業計画の中で、この3か年間、どのような見込みでおられるのか、この認定率の推移を示していただきたいということと、あと、第1号被保険者の負担相当額はどれぐらいなのか、これも併せてお示しいただければと思います。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）今後の認定率の推移につきましては、大体20%前後で推移するものと予想しております。

あと、第1号被保険者の見込み量というのは、

現在、パブコメでお示ししておりますので、また、3月議会のほうで見込み量等を併せた形で介護保険料としてお示しできればと思っております。

○委員（福田俊一郎）3月議会ということなんですけれども、大体的見込み量については、毎回、前年度の12月議会にお示しをしていただいているところであって、当然、我々の委員会の中で御説明いただいてから、パブリックコメントを出しておったというような状況なんです。

我々一番気になるのは、やっぱり基準額6,100円というふうなことでありますけれども、この負担相当額をお聞きすることによって基準額がどれぐらいになるだろうかということをお聞きしたい。当然、今ははっきりとした基準額は言えないんでしょうけれども、大体相当額と第1号被保険者の相当額等についてお尋ねすることによって、大体引上げになるかどうかというのが分かるものですから、その辺もお示しをいただきたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）現在の計画段階で給付費の総額として、令和3年度で約108億円、で、令和4年度が110億円、令和5年度が111億円というふうに見込みは立てております。

これを基に介護保険料も積算しますけれども、まだ様々な要因が、これにプラス介護報酬改定も絡んでいきますので、その辺も含めた形で今、精査しているところでございます。

○委員（福田俊一郎）3年前も基金も取り崩したという形になっていきますけれども、今回も基金については、どのように取り扱うのか。見込みとして、先ほど委員のほうから上げないでほしいというようなことだったんですけども、上がるんではないかというふうに見込むところでありますが、その辺についても、ニュアンス的に答弁していただければと思います。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）御指摘のとおり、基金につきましては当然入れるつもりでおります。

ただ、金額につきまして、どれぐらい入れるか、今、その介護保険料をどの程度、基金を入れて押さえられるかという表現になるんですけども、そこを見極めている途中なので。基金につきましては、ある程度投入する予定にはしております。

○委員（福田俊一郎）先ほど、介護報酬の改定で0.7%引き上げするというふうなことでしたけれども、この要因についてお尋ねしたいんですが、今回、コロナの関係で通所サービス等も大変厳しい状況だということでもあります。収支差率も2%から3%前後というようなことで、介護保険制度が始まった2000年の8%から、相当厳しい状況を迫られるというような状況です。経営のほうは厳しい状況であります。

この点について、介護報酬のこの0.7%の引上げの背景について、ちょっと示していただければと思います。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）国の方針といたしまして、やはり介護現場の人材確保、職員の給与を含む待遇改善が必須だということで、今、委員のおっしゃいました、当然通所系のほうの報酬の改定もあるんですけど、やはり介護人材の確保が重要な課題だというふうな報道が出ておりますので、最初、報道では0.54%というのが出ていたんですけども、ここ最近では0.7%のアップということで、数字が若干動いているところでございますので、実際どれだけ上がるか分かりませんが、それを注視していきたいと思っています。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第244号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第244号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、補正予算について歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の56ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項生活保護管

理運営費につきまして、増額補正を行うものであります。

補正の内訳としまして、給与・職員手当等・共済費につきましては、10月の人事異動に伴う減額補正であり、国庫支出金等精算返納金は、生活保護費等の国庫負担金の確定に伴い、令和元年度中に多く受け入れた国庫負担金を返納するために、増額補正するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。資料の27ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金4節生活保護費負担金（過年度分）につきまして、増額補正を行うものであります。

内訳としまして、令和元年度の生活保護費国庫負担金の確定に伴い、扶助費のうち介護扶助が精算不足であったことから、国庫負担金が追加交付されることになりましたので、増額補正するものであります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐） それでは、所管事務調査について説明いたします。

生活福祉委員会資料の4ページをお開きください。

平成30年の生活保護法改正により、令和3年1月から必須事業になりました被保護者健康管理支援事業について、御説明させていただきます。

内容につきましては、資料のとおりであります、4の事業内容について補足説明をさせていただきます。

4の事業内容であります、オからクまでの4事業については、必須事業であります。令和2年度から3年度にかけては、これに加えアからエまでの4事業の中から1事業を実施機関が選択し事業を行うことになります。

本年度、選択する事業につきましては、すぐに取りかかれ、健康データの収集ができる、健康診断等受診勧奨を重点事業と位置づけることとしております。

進め方としては、市民健康課が実施する一般検診への受診勧奨を行って行きます。

なお、必須事業のオからクまでの事業は従前から生活保護適正実施事業の中で実施していたものです。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第204号 令和2年度薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達） まず、議案第204号薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星） それでは、議案つづり、その2、204-1ページをお開きください。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので省略させていただき、内容につきましては、議会資料で説明させていただきます。市民福祉部の議会資料を御準備いただき、40ページをお開きください。

1の趣旨に改正内容を記載しておりますが、子ども医療費助成における窓口負担なしの現物給付については、現在、市民税非課税世帯の未就学児を対象としておりますが、令和3年4月診療分から、県内一斉に市民税非課税世帯の18歳以下まで対象を拡大するものになります。

そのほか、必要な条項の整備として、医療機関等が個人番号カードのICチップまたは健康保険

証の記号・番号等により、オンラインで医療保険の被保険者資格を確認するオンライン資格確認の運用が来年3月から開始予定となっていることから、必要な条項・用語の定義等を整備するものになります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第205号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）次に、議案第205号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは、議案つづり（その2）の205-1ページをお開きください。

提案理由につきましては省略させていただき、次の205-2ページをお開きください。

改正内容としては、3行目に記載のとおり、第11条第3項中「指定都市」の次に「中核市」を加えるとありますが、放課後児童クラブの支援員資格について、これまで都道府県知事または指定都市の長が実施する研修を受講することにより資格を得ておりましたが、それらに加え、中核市の長が実施する研修においても資格が得られるよう追加するもので、国の省令改正に基づく改正にな

ります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第206号 薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定について

○委員長（帯田裕達）次に、議案第206号 薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは、議案つづり（その2）の206-1ページをお開きください。

1の指定管理者に管理を行わせる施設は、里保育園であり、2の指定する団体は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもあり、3の指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で

次に、詳細につきましては議会資料で説明させていただきますので、市民福祉部の議会資料の41ページをお開きください。

まず、1の指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりであり、2の指定管理者に行わせる業務は、僻地保育所の運営と施設の維持管理になります。

次に3の指定管理候補者である、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要、及び、次の42ページに記載の4、指定管理候補者が示した事業計画の概要については、記載のとおりですの

でお目通しください。

次に、５の選定経過の概要になりますが、
（１）選定委員会は、本年９月４日に開催し、
（３）応募団体数は出資法人１で市内事業者でした。

（４）選定理由としては、候補者のヒアリングを含め、審査・採点を行った結果、施設の現状を把握し、適切な維持管理等に要する経費の調和が図られており、薩摩川内市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定いたしました。

なお、（５）の採点結果表については４３ページに記載しておりますが、配点６００点に対し４２０点で、得点率７０％でありました。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第２４４号 令和２年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第２４４号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは、歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の５４ページをお開きください。

まず、３款３項１目児童福祉総務費について、右側の説明欄を御覧ください。

事項、児童福祉管理運営費について、共済費は職員の標準報酬の等級変更に伴うもので、備品購入費は特定個人情報が含まれた書類を適切に管理

するため鍵付きの書類棚を整備するもの、障害児保育並びに待機児童解消体制確保事業補助金は、実績見込みに基づくもの及び、国庫支出金等精算返納金は、一時預かりや病児保育等１３事業に係る令和元年度分の子ども・子育て支援交付金の精算返納金になります。

次に、３款３項２目児童措置費、事項児童手当福祉費の国庫支出金等精算返納金は、令和元年度児童手当交付金の精算返納金になります。

次に、３款３項３目児童館費、事項児童館費は、市比野小学校敷地内の旧市比野幼稚園の建物の一部を使用し開設している市比野児童クラブが、利用児童数の増加により手狭となったため、同建物内のより広い部屋を改築し移転するための施設整備補助金になります。

次に、３款３項４目保育園費、事項保育所運営費のうち、会計年度任用職員報酬は、直営である下甕保育園において、本年度は０歳児の入所が多く、適正な人員配置を行うため経費を増額するもので、国庫支出金等精算返納金は、保育園・認定こども園等や施設等利用給費事業に係る令和元年度分の精算返納金になります。

次に、３款３項５目母子福祉費、次の５５ページになりますが、備考欄の事項、児童扶養手当福祉費の国庫支出金等精算返納金は、令和元年度に実施された、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る精算返納金になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算に関する説明書の２８ページをお開きください。

１５款２項２目民生費補助金３節児童福祉費補助金は、歳出で御説明しました市比野児童クラブの施設整備に係る国の補助金で、補助率は３分の１になります。

次に、３０ページをお開きください。

１６款２項２目民生費補助金３節児童福祉費補助金も市比野児童クラブの施設整備に係る県の補助金で、補助率は３分の１になります。

次に、１２ページをお開きください。

第３表債務負担行為補正は、追加表の上から３番目、薩摩川内市立里保育園の指定管理料に関するもので、期間は令和３年度から令和７年度まで、限度額は指定管理者との協定で定める管理費用であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第244号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星） それでは委員会資料の5ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症関連の臨時給付金2件について御報告します。

まず、1の子育て世帯への臨時特別給付金についてですが、御存じのとおり本年4月7日に閣議決定されたもので、対象児童は（2）に記載のとおり本年4月の児童手当受給対象児童等になり、支給額は（3）に記載のとおり対象児童1人につき1万円で、これまでの支給状況としては、（4）に記載しておりますが、本年12月4日現在で、1万3,578人分の支給を行っております。

なお、いまだ支払いや申請が行われていないものとしては、一般受給者において、申請は行ったものの口座情報の提出がなされていない者が2名及び昨年度の児童手当現況届の未提出者が2名で、提出を促しているところで、1名は先週提出されましたが、申請期限は（5）に記載のとおり、本年12月28日までとなっております。

次に、6ページを御覧ください。

2のひとり親世帯臨時特別給付金についてです。

これは、国の令和2年度一般会計補正予算により実施されたもので、（1）の支給対象者は、アで本年6月分の児童扶養手当受給者及びイで公的年金給付等により児童扶養手当を受給していない者で、同手当の所得制限内の者、並びにウで所得の状況等により児童扶養手当の認定を受けていない者または所得超過で同手当を受給していない者など、新型コロナの影響により、今後1年間の収入見込み額が児童扶養手当の所得制限内の水準に下がった家計急変者になります。

（2）の支給額は、アの基本給付として1世帯5万円に、子どもが二人以上いる場合は二人目から3万円の加算になります。

また、イの追加給付として、先ほど説明しました（1）の支給対象者のうち、アとイに該当する方で、新型コロナの影響で収入が大きく減少したと申出があった場合、1世帯5万円の追加給付を行うものになります。

これまでの支給状況としては、（3）に記載しておりますが、本年12月1日現在、合計で基本給付980人、追加給付270人に対し支給を終えております。

なお、家計急変者7名と追加給付270名を足した277名が、いわゆる新型コロナウイルスの影響で収入に影響があった方になりますが、割合的には約28%、その要因として多かったものとしては、1番目に就労先の業績悪化により給与等が減少した方が101人、2番目に休業要請を受けた業種に就業しており給与等が減少した方が60人、3番目に小学校等の休業により無給休暇等取得せざるを得なかった方が34人でした。

申請期限は（4）に記載のとおり、来年3月1日までとなっておりますが、これまで収入に影響がなくても、今後、新型コロナの影響で収入に影響が出た場合及び本年6月以降、新たに児童扶養手当受給者となり収入に影響が出た場合は、追加給付・家計急変者として申請期限までは申請が可能となっております。

また、報道等でも御存じのことと思いますが、国は、ひとり親家庭は非正規雇用労働者の割合も高く、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にあることから、年内を目途に同臨時給付金の再支給を行うことについて、12月11日、閣議決定が

なされました。

対象者は、１２月１１日時点で支給もしくは申請済みの基本給付対象者で、支給額も、前回支給した基本給付額と同額になります。

仮に、前回支給以降、市外に転出している場合は、前回支給した自治体が生給を行い、また、前回支給以降、再婚等により現在は児童扶養手当の受給資格を喪失している場合でも支給対象となるなど、基本的には、これまで支給した基本給付対象者に対し、再度、基本給付分のみを支給することになります。

また、１２月１１日時点で申請を行っていない方で、今後、申請を行う方は、基本給付と再支給分を併せて申請していただくことになります。

なお、再支給に係る予算についてですが、補正は行わず現有予算内で対応可能と見込んでおりますが、これは、令和２年度第７回補正予算で措置した際の積算において、児童扶養手当受給者は把握できていたものの、公的年金受給者等や収入に影響のある追加給付者については推測が困難であったため、国の支給対象者別予算措置の状況等を参考に積算しましたが、結果として、基本給付者の見込み約１，５００人に対し、現時点の実績が９８０人、追加給付に関しては約１，０００人の見込みに対し２７０人と、児童扶養手当受給者以外は大幅に見込みを下回ったため、今回の再支給に当たっては現有予算内で対応可能と見込んでおり、早期支給に向けて処理を進めてまいります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の継続調査申出等について

○委員長（帯田裕達）ここで、閉会中の継続調査についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、また、現在のところ予定はありませんが、閉会中に現地視察など委員派遣を行う場合は、その手続を正副委員長に御一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

陳情文書表

閉会中の継続調査について

受 理 番 号	陳情第 7 号 の 2	受理年月日	令和 2 年 1 1 月 2 6 日
件 名	電源開発株式会社の「（仮称）北鹿児島（西地区・東地区）風力発電事業」計画に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市永利町 6 番地 6 新原 信行		
要 旨			
本年 1 1 月 2 5 日、電源開発（株）は「（仮称）北鹿児島（西地区・東地区）風力発電事業」に関する「環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。「環境影響評価」の第 3 段階、「方法書」は第 2 段階）を公告した。 本事業計画の対象事業実施区域及びその周辺（以下「事業実施区域」という。）は、西地区が阿久根市、出水市と本市境を東西に延びる紫尾林道沿、東地区が紫尾山の東・出水市、さつま町の市町境で、大部分が国有林及び私有林の水源涵養保安林である。このことから分かるように事業実施区域は、本市及び阿久根市、出水市、さつま町の水源となる森林である。本市においては、東郷町民 5, 1 1 6 人のほぼ 1 0 0 % に給水している中津俣、本俣の浄水場、鳥丸簡易水道がこの事業実施区域を水源としている。また、西方、湯之元、湯田の簡易水道もこの紫尾山系を水源としている。 そもそも本事業計画を遂行するためには、事業実施区域の保安林指定を解除してもらわなければならない。「森林法」によると、農林水産大臣が保安林の解除ができるのは、①その指定の理由が消滅したとき、②公益上の理由により必要が生じたとき、この 2 点のみである。そこで、「方法書」に対する「知事意見」は「風力発電施設等の配置等を検討する場合は、保安林を原則除外するように」と述べている。本事業がこのまま計画どおりに進むと 3 市 1 町の上水への影響のみならず、土砂流出・崩壊など多大な影響が危惧される。 2 3 年前（1 9 9 7 年）に起きた「鹿児島県北西部地震」は、3 月―マグニチュード 6. 6、震度 5 強、5 月―マグニチュード 6. 4、震度 6 弱と多大な被害をもたらした地震である。本事業実施区域の直下がこの地震の震源地である。この地震による斜面崩壊地が 3 3 0 か所以上に上るとい、鹿児島大学自然災害研究会の「調査研究報告書」が残されている。また、本事業実施区域は日本でも有数の豪雨地帯で、林野庁「治山のしおり」の「7 2 時間降水量の歴代 1 0 位記録（平成 2 6 年 5 月 1 5 日現在）」によると、「8 位 紫尾山 1, 1 1 3. 6 ミリメートル 2 0 0 6 年 7 月」と記されている。この紫尾山系は、四万十地層帯の西端に当たり、頁岩、砂岩、花崗岩からなるもろい地質・地層である。この数年の異常な雨の降り方は、北九州地方、球磨地方における線状降水帯による集中豪雨など毎年のこととなり、異常ではなく通常の気象となった。 さらに、この事業実施区域には、同区域とほぼ重なるように（株）ユーラスエナジーホールディングスが「（仮称）北薩風力発電事業」計画を進め、来年 3 月くらいまでには「準備書」を公告するのではないかと聞いている。この計画は、「方法書」段階で 4, 0 0 0 キロワット級×2 5 基という規模で、当事業計画と合計で西地区・5 8 基、東地区・3 基の計 6 1 基ということになる。この点について、「方法書」に対する経済産業大臣の「勧告」及び県知事の「意見書」において「他事業者が計画している風力発電施設との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと」と勧告及び意見を述べている。 このような自然条件、他事業者計画との累積的な環境影響を考え合わせると、紫尾山系に本事業計画の風力発電を建設するのは無謀のように思われる。建ってしまった後では遅すぎる。想定外の気象現象が続く時代になっている。事業者による「環境影響評価」を待つまでもなく、薩摩川内市長として「紫尾山系の水源涵養保安林指定の解除は認められない」旨の意見を表明するよう、市議会として申し入れていただきたい。 さらに、本事業実施区域を含む紫尾山系の自然を象徴する指標の一つに、森林生態系の頂点に位置する「クマタカ」の存在がある。日本野鳥の会によると、西地区に 7 ～ 8 つがい生息していることが確認されているという。クマタカは、国の「種の保存法」における国内指定種及び絶滅危惧（環境省：I B 類、鹿児島県：I 類）に指定された極めて貴重な保全すべき生物である。私たち住民に公開されている「準備書」には事業者が調査・確認したクマタカの生息・営巣地は図示されていない。しかし、県、市の行政当局に提出される「準備書」には、この生息地が図示されていると聞いている。私たち住民には「クマタカの営巣・生息地」と風力発電設備配置場所及び機材搬入ルートとの位置関係を確認することができない。この点について、市当局において影響を及ぼさない範囲に計画されているかどうか、確認していただきたい。 この点に関しては、「方法書」に対する経済産業大臣の「勧告」及び鹿児島県知事の「意見書」においても、クマタカをはじめ、具体的に「サシバ（猛禽類）、ヤマネ、ウナギ、マナヅル、ナベヅル、アカハラダカ等、動物への影響を回避又は低減すること」と述べている。 「このふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことが、私たちの責務であると考えています」これは、平成 2 3 年 3 月に改訂された「鹿児島県環境基本計画」における「はじめに」の県知事の言葉である。本事業が計画されている紫尾山系は、3 市 1 町・北薩の宝である。本事業計画をこのまま進めるということは、この「鹿児島県環境基本計画」の精神にももてることにな			

る。

以上、北薩の宝・紫尾山系の自然環境・水源を守り育て、次の世代に引き継いでいくために、以下の項目を国の関係機関、鹿児島県知事及び薩摩川内市長へ薩摩川内市議会の意見として申し入れるよう陳情する。

記

- 1 本事業計画は、事業実施区域を水源涵養保安林の指定から解除してもらわなければ成り立たない。「環境影響評価」以前の問題として、薩摩川内市議会の意見として「紫尾山系の水源涵養保安林指定の解除は認められない」という「意見書」を薩摩川内市長、鹿児島県知事、国の関係機関及び事業者申し入れること。
- 2 風力発電設備配置場所及び機材搬入ルートが、市当局に提出された「準備書」に図示されている「クマタカの生息・営巣地」に影響を及ぼさない範囲に計画されているかどうか、市当局は確認していただきたい。もし影響を及ぼす範囲に計画されている場合は、影響を及ぼさない範囲に変更するよう薩摩川内市議会の意見として薩摩川内市長、鹿児島県知事、国の関係機関及び事業者申し入れること。
- 3 本事業計画に対する住民の声を広く聴くために、県知事に開催権限がある『「準備書」に対する公聴会』を開催するよう、鹿児島県知事に申し入れること。

〔	1について	産業建設委員会	〕
	2及び3について	生活福祉委員会	

閉会中の継続調査について

生 活 福 祉 委 員 会

(調査事項)

- 1 戸籍及び住民記録等について
- 2 人権擁護について
- 3 環境保全について
- 4 廃棄物対策について
- 5 健康増進について
- 6 地域医療について
- 7 消費者行政について
- 8 障害者支援について
- 9 高齢者支援について
- 10 子育て支援について
- 11 生活困窮者支援について
- 12 国民健康保険・後期高齢者医療について
- 13 介護保険について
- 14 消防行政について
- 15 水道事業・簡易水道事業について
- 16 下水道事業について
- 17 温泉給湯事業について

(調査期限)

調査終了まで

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 帯田 裕 達